

考古資料としての古代銅印について

Bronze Seals of Old Times as Archaeological Materials

田路正幸

はじめに

① 発掘調査による出土銅印の観察

② 古代銅印の出土遺跡

③ 古代銅印の鑄造技法

④ まとめにかえて

おわりに

【論文要旨】

古代銅印は、近年発掘調査による出土例が増加している文字資料の一つである。銅印については、これまでさまざまな視点からの集成作業や研究が行われてきたが、考古資料としての位置付けは必ずしも充分に果たされているとはいえない。そこで本稿では発掘調査による出土例をもとに、古代銅印の考古資料としての評価の方途を探ることとしたい。

古代銅印とは、主として奈良・平安時代に属するものを指すが、その編年的位置付けにはなお多くの課題を残している。出土資料では私印の範疇に属するものが大半を占めているが、考古学的観察を通じていくつかの特徴を指摘することができる。その形態には大別して「弧鈕」と「蒼鈕」があるが、鈕孔の有無や基部の装飾の相違などによってさらに細分が可能である。印面には基本的に氏もしくは名の一部が刻まれたものと思われるが、一字印のなかには複数の資料で同一の文字を有する例が認められる。出土遺跡は関東・中部地方を中心としてほぼ全国に及び、遺跡の性格には都城跡・官衙跡・寺院跡・集落跡・祭祀跡など多様なものがある。銅印の出土状況には、竪穴住居跡から検出されたものや、一部には人為的な埋置を想定されるものが認められている。

さらに鑄造痕跡をとどめる資料やいくつかの遺跡における鑄型の出土によって、これまで推定の域を出ることがなかった古代銅印製作の技術的過程や鑄造遺跡の実態に迫る手がかりを得ることが可能となった。

出土銅印のなかには赤色顔料の付着が認められるものがあり、実際に押捺に供された可能性を持つものの存在を想定させるが、今後は観念的側面を含めた多様な存在形態の可能性を視野に入れつつ、他の文字資料を含めた律令的・文字文化全体の展開のなかで評価を推し進める必要があろう。

はじめに

印章は自己の表示や所有あるいは権利や義務の徴憑として、文書類や器物に対する封印や押捺を指向するものとして歴史的な展開を遂げてきた〔荻野1979・1992, 木内1964・1983・1987ほか〕。

わが国における印章の歴史は、中国隋唐代の制度を規範とする古代律令制下においてはじめて本格的な展開を見せるものとされ、『令義解』『公式令』によれば、官印としての「内印・外印・諸司印・諸国印」の寸法や用法が規定されている。さらには、国倉印・郡印・郷印・軍団印・僧綱印・国師印などの公印と称されるものや、のちには家印・個人印としての私印もさかんに用いられるようになる。古代律令期の印章は鑄銅製を本旨とし、いずれも陽刻・朱文であり基本的には当初より文書あるいは布帛類への押捺が指向されたものといえる。これらは、従来「大和（日本）古印」あるいは単に「古（銅）印」と呼ばれてきたものであり、官印については現存するものはないが、公印・私印については伝世資料・出土資料ともに多くの遺例が知られている〔會田1981, 木内編1964・木内1983ほか〕。

これら「大和（日本）古印」については、江戸時代以来多くの識者の関心を集め、藤貞幹・松平定信・穂井田忠友らによって各種の印譜集成が著されている⁽¹⁾。その後、現在にいたるまで印章全般を扱った論著〔石井1964, 荻野1966, 鈴木1976ほか〕を含めて銅印にかかわる集成や研究は決して少なくないが、その対象が長く寺社の伝世品や公私の収集品にあったことは、歴史資料としての銅印が有する特殊性と限界性を図らずも露呈するものであった。

ところで、近年の発掘調査件数の増大と調査技術の発展は、さまざまな遺構・遺物の現出をもたらしている。その一つに木簡や漆紙文書をはじめとして、墨書土器・刻書土器・文字瓦などの各種の文字資料と呼ばれるものがある。ここで触れようとする銅印についても、印面に「印文」が刻まれる限りにおいては、文字資料の一種として把握することが可能である。しかしながら、先の多くの文字資料が、木質や紙・土器・土製品・瓦などの素材に記されたいわば客体としての文字資料であるのに対して、印章は同形の文字や符号を印影として反復・再生産することを特性とする主体としての文字資料として位置付けることができる。

発掘調査による銅印の出土例が増加の一途をたどるのに伴い、個別資料の詳細な考察や各地域での集成作業〔前沢1985, 大竹1986, 瓦吹1988, 村尾1992b, 田路1993, 高島英之1994, 村尾1994ほか〕も行なわれるようになり、ここに本格的な銅印の考古学的研究の端緒が開かれるにいたったものである。

銅印の製作は中世以降にあっても引き続いて行なわれているが、本稿では主として遺跡の発掘調査によって出土した、奈良・平安時代すなわち律令制による地域支配が貫徹した時期の資料の観察を通じ、とりわけその鑄造技法の検討を中心として、古代銅印の考古資料としての諸側面を見ていくことにしたい。

①……………発掘調査による出土銅印の観察

(1) 資料の取り扱い

このたびの国立歴史民俗博物館による『日本古代印集成』[国立歴史民俗博物館編1996]によれば、銅印・木製印・陶製印・石製印・印章鑄型を含む総計229例の古代印資料が報告されている⁽²⁾。その残存形態としては、出土資料・採集資料・伝世資料に大別される⁽³⁾。

考古資料として取り扱う場合はあくまでも遺跡の発掘調査による出土例を中心とし、伝世資料についてはその特殊性⁽⁴⁾からここでは一応直接の観察対象から除外し、参考資料として目を配るにとどめることとしたい。また出土資料においても不時発見によるものや採集資料については、周辺の状況から古代銅印である蓋然性が高いものであってもより慎重な対応が必要となることは他の考古資料と同様である。

(2) 形態分類

出土銅印を観察するにあたっては、まずその形態の類別を明らかにしておく必要がある。古代銅印の外観は、印面を有する印台部とその上方に押印の際に手で摘むための鈕部から形成されており、基本的な形状に著しい差異は認められない。したがって、形態的な分類が可能になるとすれば、鈕部の側面観によらざるを得ないことは従来から指摘されてきたとおりであり、「弧鈕」あるいは「蒼鈕」などと呼ばれてきたものがそれにあたる。この分類は、ともすれば主観的な呼称の域にとどまる感も否めないが、これまでの学史で果たしてきた有効性に鑑み、ここでは多くの論著で採用されてきた従来の呼称に従うことにしたい。

① 弧鈕形態(図1・2)

鈕の頭頂部が円弧状を呈するもので、従来「圭鈕」などとも呼ばれてきたものである。頭部が緩い円弧を描き両端の張り出しが少ないものをA類、頂部が大きく弧を描き両端の張り出しが鋭角を呈するものをB類とする。さらに鈕孔を持たないものと、鈕孔を穿つものに分けることができる。

弧鈕形態A類については、現在のところ出土品の明確な資料は知られていない。一方、伝世資料では「但馬倉印」・「駿河倉印」⁽⁵⁾・「隠伎倉印」⁽⁶⁾、採集資料では「山邊郡印」⁽⁷⁾[丸子1969]・「御笠郡印」などがこの形態に従っている。周知のとおり、官印については現存資料がなく、その鈕形態に関しては明らかでないが、官印に準ずるものとして奈良時代の製作とされる3顆の「倉印」がともにこの形態に属することは、伝世資料ではあるが官印の本来の形態を推し量る上で重要な示唆となることは従来から指摘されてきたところである[木内1964, 會田1981ほか]。

弧鈕形態B類については、福岡県太宰府市観世音寺出土とされる「遠賀團印」、同じく太宰府市国分の出土とされる「御笠團印」がこの形態に属している。いずれも無孔である。

発掘調査による出土資料としては、栃木県男体山山頂遺跡「澤」例[亀井1963, 日光二荒山神社編1963]・群馬県荒子小学校校庭Ⅱ遺跡例[千田・武部編1990]・滋賀県辻遺跡例[滋賀県埋蔵文化財センター編1987, 田路1993]・同県鴨遺跡例[丸山編1980, 田路1993]などが知られている⁽⁸⁾。

以上により、弧鈕形態のものについては当初円弧の緩やかなA類が官印の鈕形態として採用された可能性が高く、それと並行して国倉印・郡印・寺社印などの公印に用いられたことが想定される。

一方、B類では無孔の「軍團印」の他に、遺跡からの出土資料が増加することが注目される。先に掲げた出土例にはいずれも鈕孔が穿たれており、その印文様式と印面の方寸などから私印の範疇に属すると目されるものである。

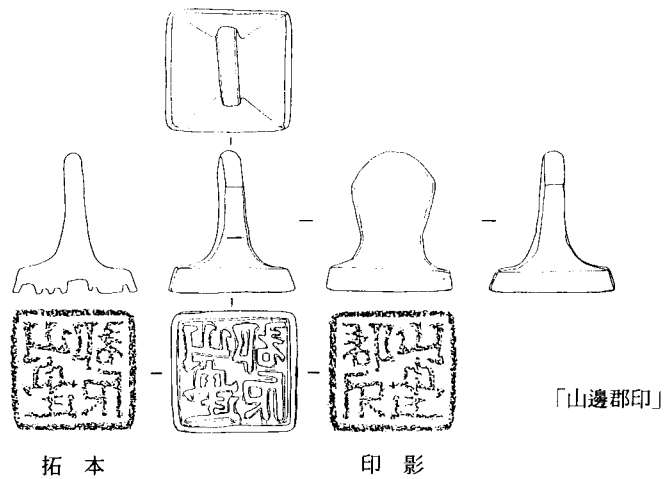
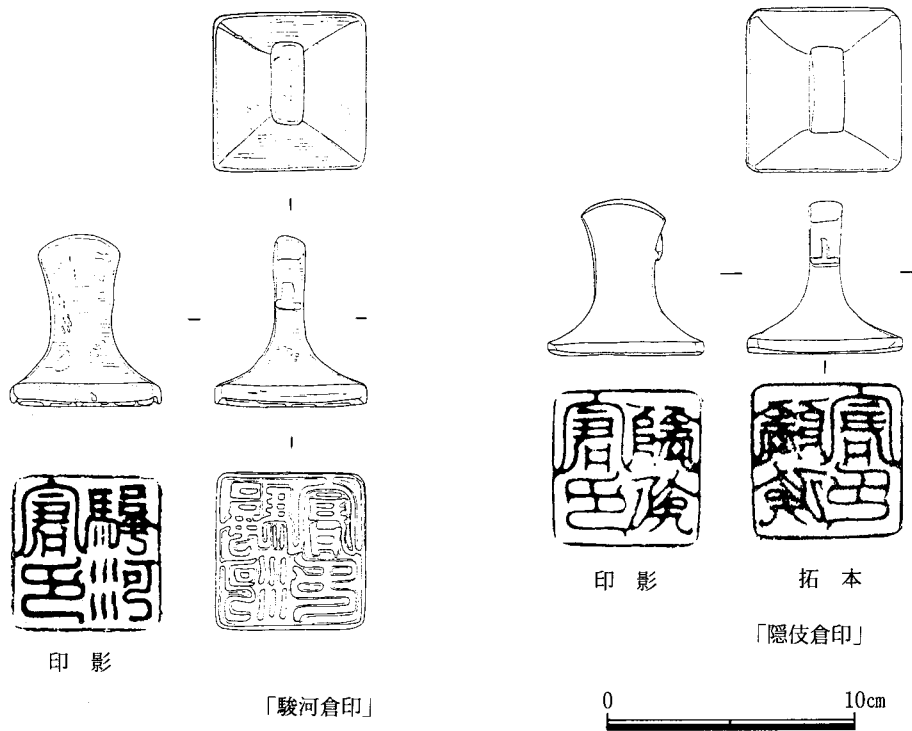


図1 弧鈕形態A類(参考)の銅印(国立歴史民俗博物館編1996)

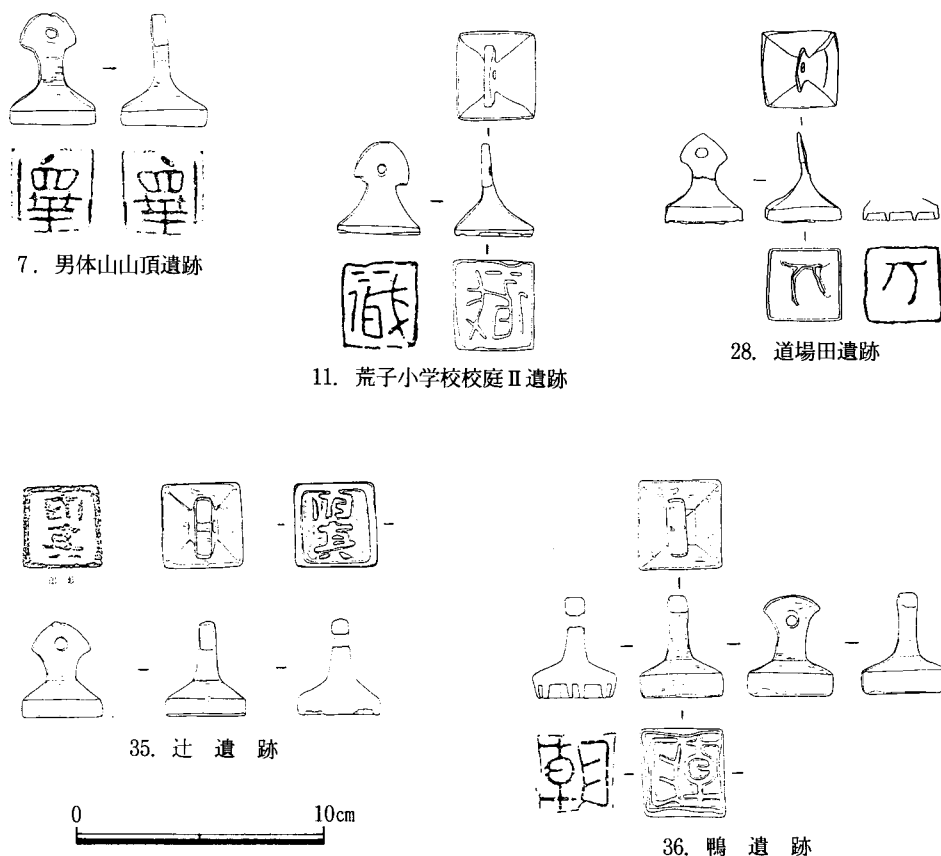


図2 弧鈕形態B類の出土銅印（国立歴史民俗博物館編1996）

② 蒼鈕形態（図3～5）

鈕の頭頂部に切れ込みや刻線を有し、全体が花卉状を呈するものである。「鶏頭鈕」などとも呼ばれてきたものがこれにあたる。この形態では、鈕頭部が円弧状をなすものと先端に突起を有するもの、あるいは両端の張り出しの強弱、鈕の高低などでさらに細分が可能であるが、ここでは鈕の基部に装飾を持たないものをA類、鈕の基部に数条の横方向の突帯や刻線あるいは段を有するものをB類と呼ぶことにする。ここでも無孔のものと有孔のものが存在するが、概して有孔のものが増加する傾向にある。

遺跡からの出土例では、この蒼鈕形態を有する私印が多数を占める状況がうかがえる。

③ その他の鈕形態（図6）

その他の鈕形態を有するもので、伝世品のなかには直立する鈕部を持つものなどが少数含まれる。⁽⁹⁾ 出土資料のなかでは、奈良県平城宮跡造酒司跡例⁽¹⁰⁾ [浅川ほか1994] や広島県牛乗遺跡例 [山県1978] のように低い方形を呈するものが認められ、一般的な弧鈕形態とはやや様相を異にすることからここに含めることにする。⁽¹¹⁾

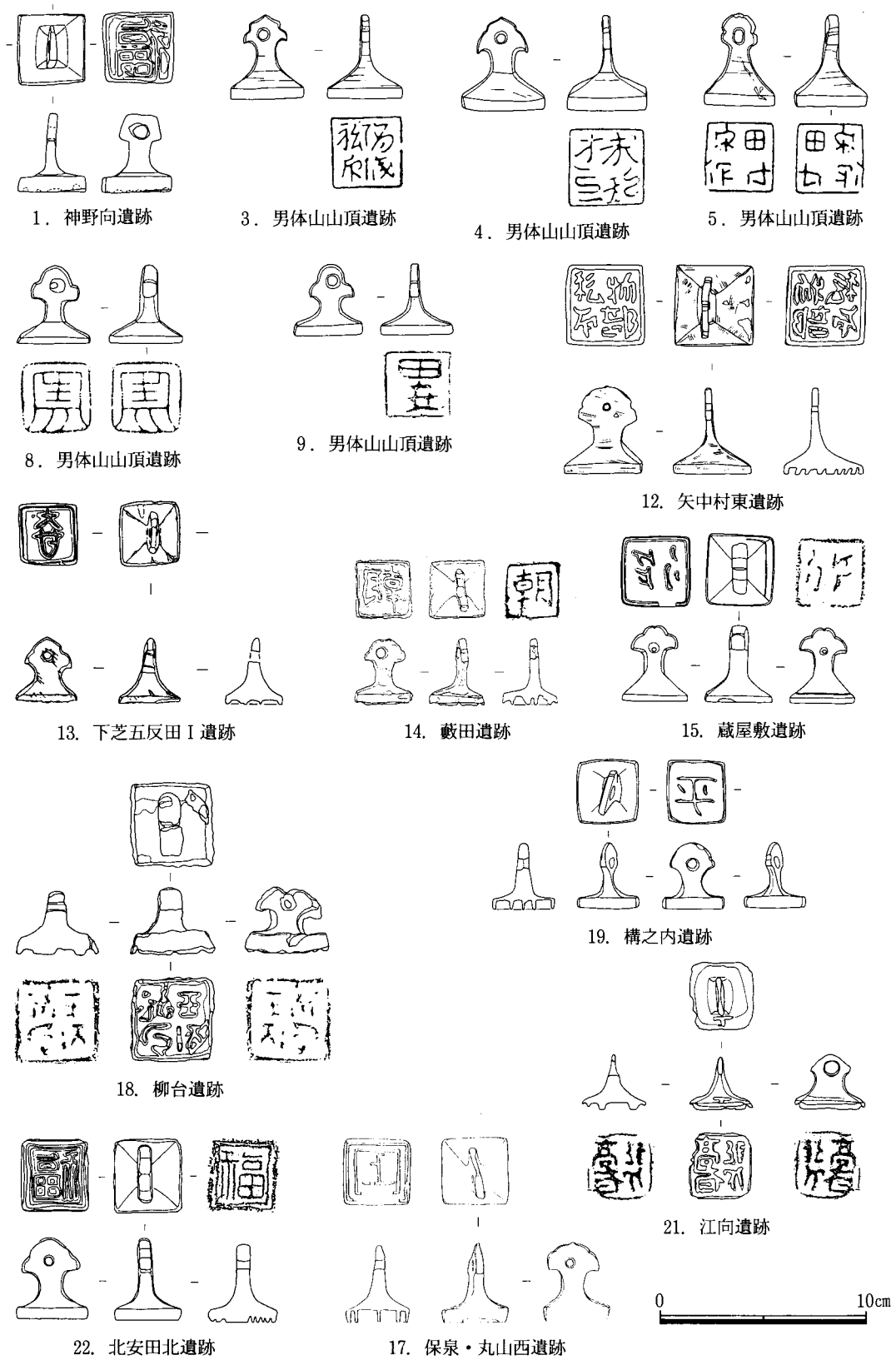


図3 蒼鈕形態 A 類の出土銅印(1) (国立歴史民俗博物館編1996)

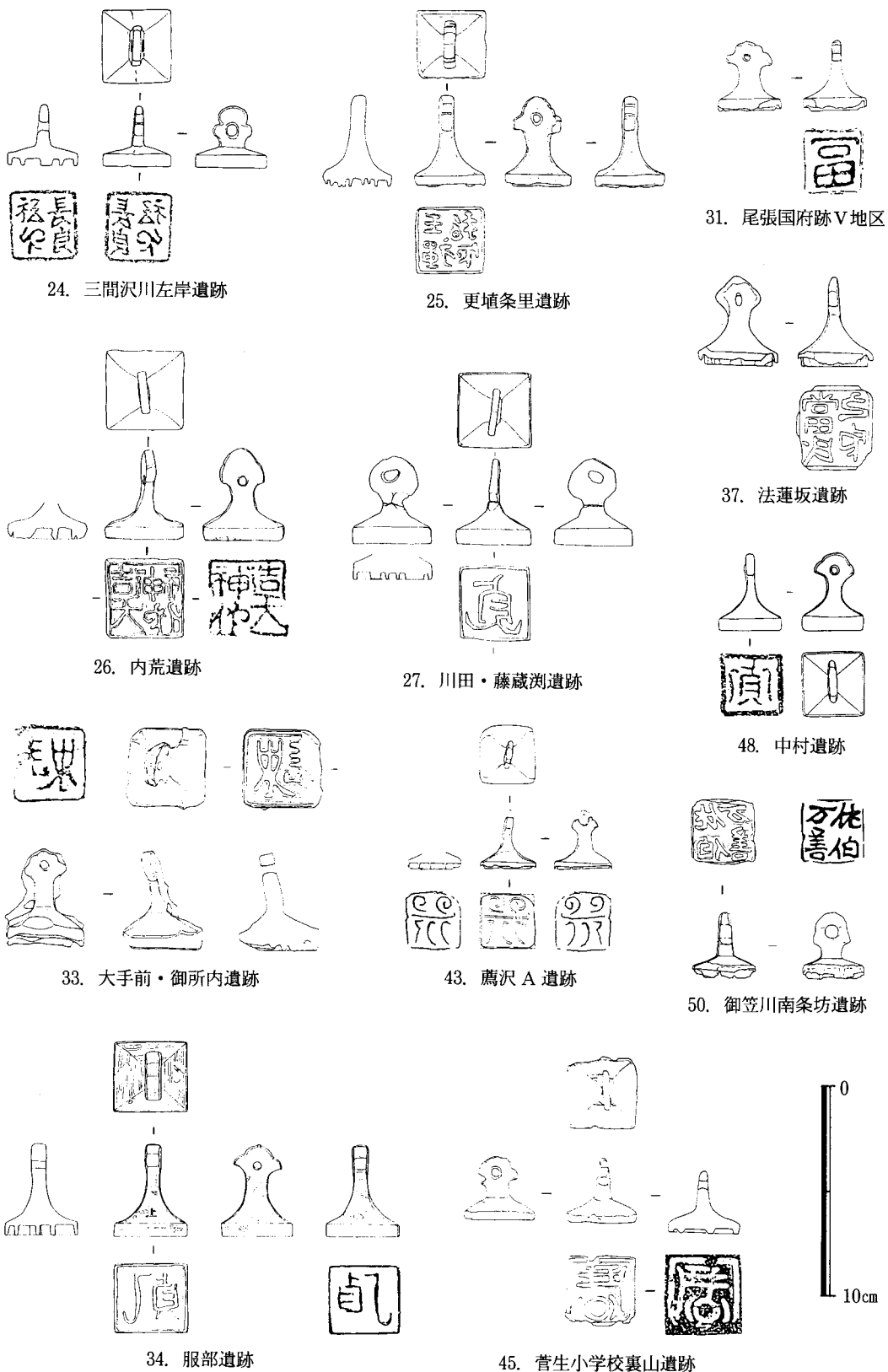


図4 蒼鈕形態A類の出土銅印(2) (国立歴史民俗博物館編1996)

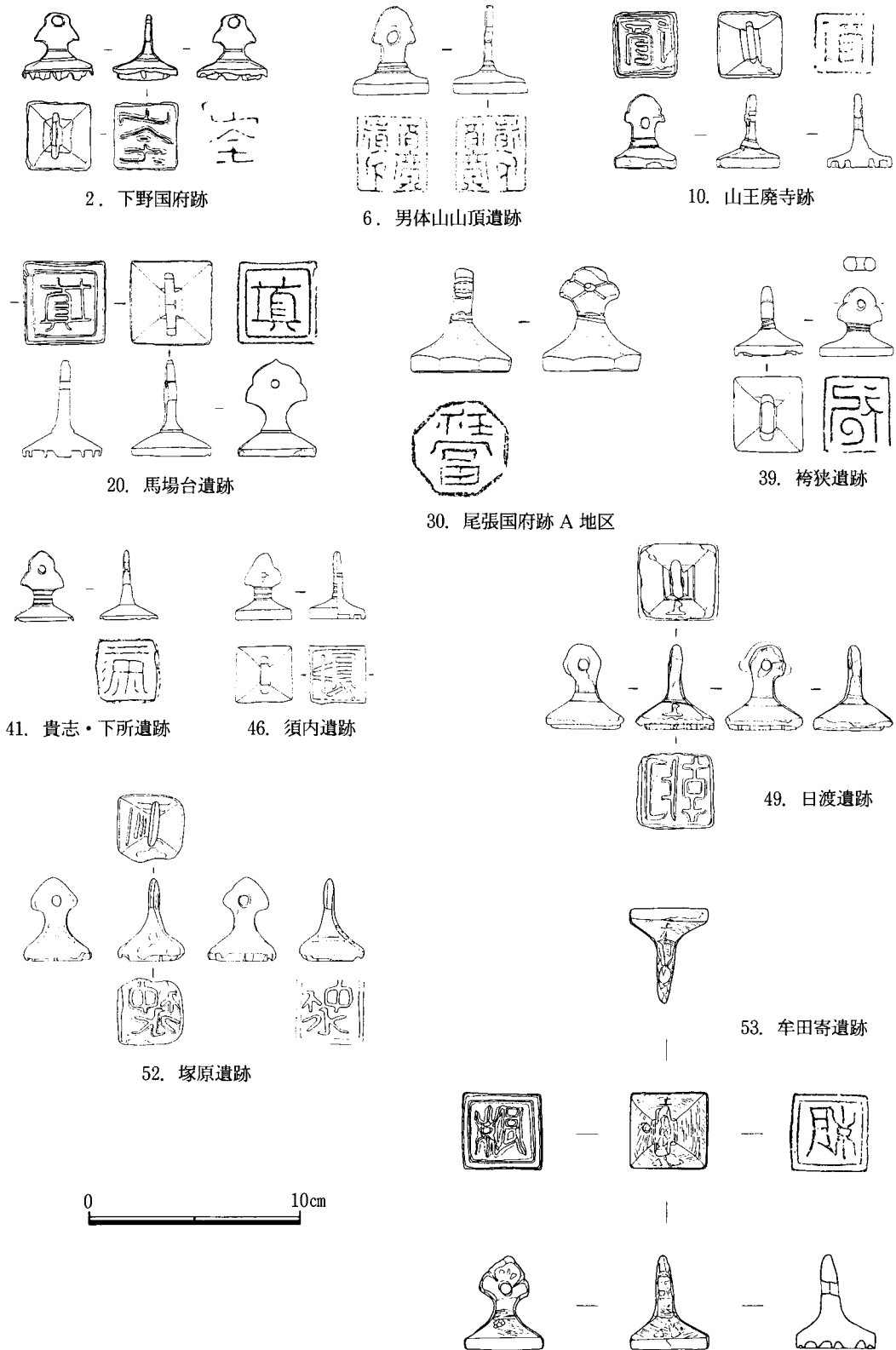


図5 蒼鈕形態 B 類の出土銅印 (国立歴史民俗博物館編1996, 53は角編1997)

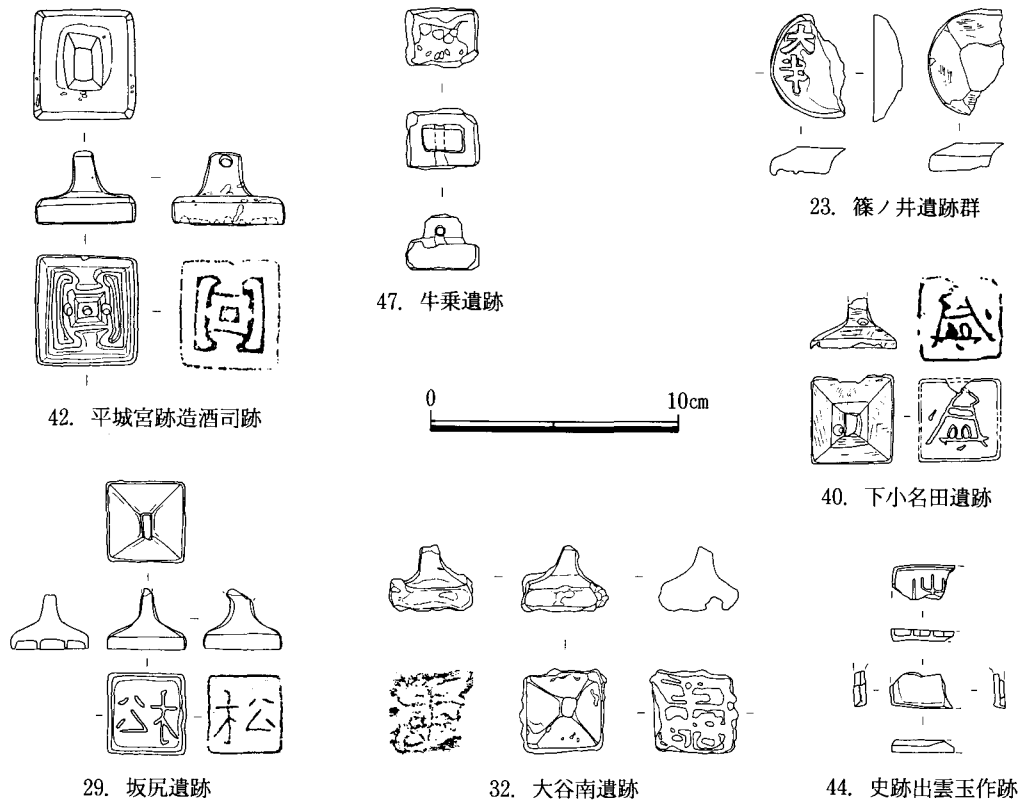


図6 その他の鈕形態 (42・47) および鈕形態の不明な出土銅印 (国立歴史民俗博物館編1996)

(3) 編年観の検討

出土資料の考古学的研究にとって、その編年観の提示と年代の比定が最も重要な命題の一つであることは論を待たない。しかしながら、銅印に関しては近年の出土例の増加にもかかわらず、これまでに考古学的検討による編年観が必ずしも確立しているとはいえないのが現状である。

古代銅印の編年観については、従来より伝世資料を中心として鈕形態や印文の書体を主眼とする製作時期の位置付けがなされてきた。とりあえず奈良時代に属するとされるものを列挙すれば、国印に準ずるとされる「隠伎倉印」・「但馬倉印」・「駿河倉印」、大宰府跡周辺からの出土とされる「遠賀團印」・「御笠團印」、採集資料の郡印では「山邊郡印」、寺社伝世印では「造崇福印」などがある〔木内編1964, 木内1983ほか〕。

近年、久米雅雄氏(久米1995)によって、かつて平安時代の製作とされた「紀伊國造印」〔寺西1987〕をめぐり資料批判の検討予察として、吉木文平氏による鈕式の対比〔吉木1971〕をもとにした「大和古印」の鈕形態と印影書体とを並立させた模式的な編年表が提示されている。それと先の鈕形態の分類を対比させれば、「隠伎倉印」(弧鈕A類・無孔)⇒「遠賀團印」(弧鈕B類・無孔)⇒「造崇福印」(荅鈕A類・無孔)⇒「東厩私印」(荅鈕A類・有孔)⇒「湯浅私印」(荅鈕A類・有孔)⇒「私福私印」(荅鈕B類・有孔)と変遷することとなる〔久米1995〕。

翻って、遺跡からの出土例を見れば、現在のところ共伴遺物から最も古い年代観が示されているのは、滋賀県服部遺跡例(荅鈕A類・有孔)の8世紀後半代〔大橋ほか1979〕であるが、これについては溝からの出土資料であり、ある程度の年代幅を考慮しなければならないであろう。その他の遺構出土例については、荒子小学校校庭Ⅱ遺跡例(弧鈕B類・有孔)の9世紀末、福岡県日渡遺

跡例（蒼鈕B類・有孔）の10世紀初頭〔富永編1993〕などの年代観を知ることのできる共伴遺物を有するものがあり、遺物包含層や遺構外の出土例も含めて、大半のもがおおむね9世紀代から10世紀前半代のうちに収まる傾向が看取される。⁽¹²⁾

伝世資料や採集資料を年代観の基準とする限界性についてはあらためて論ずるまでもないが、発掘による出土資料であっても、印章の性格上数世代に渡る保有期間の時期幅を考慮に入れる必要がある、その年代観はあくまでも存続時期の一端を示すものであると理解しなければならない。編年観の確立にあたっては、共伴遺物のより詳細な検討はもとより、銅印自体の鈕形態のみではなく、製作技法や印文様式とその書体、さらには成分分析の成果などを総合的に勘案する必要がある。現状では奈良・平安時代という時期幅の中で、いくつかの画期を設定して編年作業を行なうことは困難な状況にあるといわねばならず、今少しの資料の蓄積を待つこととしたい。ここでは従来から指摘されている鈕形態の相対的な変遷を首肯しつつ、少なくとも古代律令期の後半段階にあつては、最も後出のものとする蒼鈕形態B類⁽¹³⁾を含めて、多様な形態の銅印が並行して存在した可能性を指摘するにとどめておきたい。

（４）鈕孔の機能

弧鈕形態・蒼鈕形態ともに鈕孔を持たないものと持つものが存在すること、さらに相対的には無孔のものから有孔のものへの推移が想定されることは先に見たとおりである。この鈕孔については、後に見るように基本的には鑄造後に穿孔されたものと思われる。その機能については、たとえば滋賀県鴨遺跡例などでは鈕孔の周囲に摩滅痕が観察されることや、福岡県塚原遺跡例では孔部に繊維が付着していたとされる〔国立歴史民俗博物館編1996〕ことから、実際にここに紐類が通されていた場合のあった可能性も考慮される。

（５）私印の印面と印文様式

古代銅印の種別については、「官印」・「公印」・「私印」に大別されることは周知のとおりである。発掘調査による出土資料に限れば、静岡県内荒遺跡例〔平野1986、山田ほか1986〕⁽¹⁴⁾・奈良県平城宮跡造酒司跡例⁽¹⁵⁾〔浅川ほか1994〕を除けば、他は印面の寸法や印文様式から見て私印の範疇に属するものと目される。したがって、ここでは私印の印面と印文様式の特徴について触れることとする。

私印に関する記録については、『続日本紀』天平宝字2年（758）8月甲子の条に、藤原仲麻呂が「惠美家印」の使用を許されたのを嚆矢とし、『類聚三代格』貞観10年（868）6月28日の太政官符によって、私印の使用が「一寸五分」を限りとして公認されるにいたっている。すなわち、奈良時代後半から平安時代にかけて階層的には上位階級から下級人士へ、地域的には中央から地方の有力者層へと私印の使用が波及していったものと思われ、遺跡からの私印の出土例の多さはこの間の状況を如実に物語るものといえる。

出土資料中の私印における印面形態は、長野県篠ノ井遺跡群例の円形〔黒岩ほか1989〕、愛知県尾張国府A地区例の八角形を除けばすべて方形である。印面の寸法は、30～33mm前後を測るものが多く、おおむね「一寸五分」の制限内に収まっている⁽¹⁶⁾。また神奈川県馬場台遺跡例〔高島英之

1994]・石川県北安田北遺跡例〔前田編1990〕などに見られるように、二重の外郭線を有するものがある。

その印文様式には、四字・二字・一字のものが存在する。四字印を正系の姿とすることや、二字印・一字印が基本的には私印に固有の形態であること、氏もしくは名の一部を刻んだものと考えられることは多くの事例で指摘されているとおりである。一字印のなかには、「朝」(群馬県藪田遺跡例・滋賀県鴨遺跡例・福岡県日渡遺跡例⁽¹⁷⁾)・「福」(茨城県神野向遺跡例・石川県北安田北遺跡例)・「貞」(静岡県川田・藤蔵淵遺跡例・香川県中村遺跡例)など、複数の遺跡で同一の文字を有する例がある。また一字印については、いわゆる吉祥句の一部が選択された可能性も指摘されている(高島英之1994)。その一方で、滋賀県大手前・御所内遺跡例〔田路1992・1993〕のように判読不明のものや、島根県薦沢A遺跡例・岡山県菅生小学校裏山遺跡例〔中野編1993〕などのように、符号状のものを刻む例がある。さらに、栃木県男体山山頂遺跡例(「生万」)・香川県中村遺跡例〔真鍋1987〕では、印字を挟むように「ハ」字状の画線が表されている。

②……………古代銅印の出土遺跡

(1) 古代銅印出土遺跡の分布状況(図7,表1)

『日本古代印集成』〔国立歴史民俗博物館編1996〕により古代銅印の発掘調査による出土例を一瞥すれば、東は茨城県から西は福岡県までのほぼ全国にわたっており、その出土例はさらに増加の一途をたどっている⁽¹⁸⁾。

これを律令制下における旧国名で見ると、近江(5例)・信濃(3例)・上野(8例)・下野(8例)を中心とする東山道一帯と、遠江(2例)・駿河(2例)・相模(2例)など東海道諸国に出土例が集中する傾向が容易に看取される⁽¹⁹⁾。とりわけ、上野・下野・相模など現在の関東地方の出土例が多くを占めることが特筆される。栃木県男体山山頂遺跡における大量出土という特殊な事情を勘案しても、古代銅印の出土例が関東地方を中心とするいわゆる東国に偏在する傾向は否めない。また、後述する銅印の鑄型の出土遺跡の分布状況と符合することも偶然ではないと考えられる。さらには、従来から指摘されているとおり、これらの東国諸国はとりわけ墨書土器を中心とする各種の文字資料の出土量が顕著な地域でもあり、このことは古代銅印の地域的波及の本質を理解するうえで看過することのできない重要な側面であると思われる。すなわち、少なくとも東国諸地域にあっては、古代銅印が墨書土器⁽²⁰⁾を多用する社会的基盤ときわめて密接な関連のもとに受容されていったものとも考えることもできる。

(2) 古代銅印出土遺跡の性格

古代銅印が出土する遺跡はその性格によって、都城あるいは国衙や郡衙などの官衙跡・寺院跡・集落跡、その他の特殊な遺跡に大別することができる。

都城跡の出土には、平城宮跡造酒司跡例がある。大宰府跡周辺では、「遠賀團印」・「御笠團印」が出土したとされる〔木内編1964〕ほか、御笠川南条坊遺跡例〔前川ほか編1976〕がある。地方官衙跡では、国府関係として下野国府跡例〔大金ほか1981〕・神奈川県馬場台遺跡例(相模国府推定地)・

1. 神野向遺跡 2. 下野国府跡 3~9. 男体山山頂遺跡 10. 山王廃寺跡 11. 荒子小学校校庭Ⅱ遺跡 12. 矢中村東遺跡 13. 下芝五反田Ⅰ遺跡 14. 藪田遺跡 15. 蔵屋敷遺跡 16. 天神遺跡 17. 保泉・丸山西遺跡 18. 柳台遺跡 19. 構之内遺跡 20. 馬場台遺跡 21. 江向遺跡 22. 北安田北遺跡 23. 篠ノ井遺跡群 24. 三間沢川左岸遺跡 25. 更埴条里遺跡 26. 内荒遺跡 27. 川田・藤蔵淵遺跡 28. 道場田遺跡 29. 坂尻遺跡 30. 尾張国府跡A地区 31. 尾張国府跡V地区 32. 大谷南遺跡 33. 大手前・御所内遺跡 34. 服部遺跡 35. 辻遺跡 36. 鴨遺跡 37. 法蓮坂遺跡 38. 大庭寺遺跡 39. 袴狭遺跡 40. 下小名田遺跡 41. 貴志・下所遺跡 42. 平城宮跡造酒司跡 43. 蔵沢A遺跡 44. 史跡出雲玉作跡 45. 菅生小学校裏山遺跡 46. 須内遺跡 47. 牛乗遺跡 48. 中村遺跡 49. 日渡遺跡 50. 御笠川南条坊遺跡 51. 筑前国分寺跡 52. 塚原遺跡 53. 牟田寄遺跡



図7 発掘調査による出土銅印(1~53)・鑄型(①~④)の分布

同県構之内遺跡例(同)[平塚市教員委員会ほか編1994]・尾張国府跡例などがあり、郡衙関係としては茨城県神野向遺跡例(鹿島郡衙)・静岡県坂尻遺跡例(佐野郡衙)[加藤編1991]・同県内荒遺跡例(安倍郡衙)などが知られる。寺院跡には、群馬県山王廃寺跡例・福岡県筑前国分寺跡例などがある。さらに栃木県男体山山頂遺跡は、特殊な宗教祭祀遺跡として著名である。その他、集落跡とされる遺跡のうちにもより官衙的・公的⁽²²⁾性格の強い遺跡が含まれることはいうまでもない。それぞれの出土遺跡のより詳細な分析は、銅印保有者の階層を⁽²³⁾探るうえで、きわめて重要な要素となるものである。

(3) 古代銅印の出土状況

他の考古資料と同様、銅印に関しても各遺跡においてさまざまな出土状況が報告されている。概して、遺物包含層や遺構外からの出土例が多く認められるが、竪穴住居跡をはじめ遺構から出土し

表1 発掘調査による出土銅印一覧表(1)

No.	遺跡名	所在地	印文	鈕形態	印面(縦×横) 現存高 mm	重量 g	出土状況	備考
1	神野向遺跡	茨城県鹿島郡鹿島町宮中	福	蒼鈕A 有孔	33.0×33.0 37.0		Ⅱ区SB1365とSB1380の間	8～12世紀/鹿島郡衙
2	下野国府跡	栃木県栃木市田村町	□(岑カ)	蒼鈕B 有孔	30.0×30.0 30.0		BPJ区床土中	(大金ほか1981)
3	男体山山頂遺跡	栃木県日光市	陽城私印	蒼鈕A 有孔	34.0×33.4 37.0	75	B地区	国指定文化財・「湯浅私印」説。(日光二荒山神社編1963)
4	男体山山頂遺跡	栃木県日光市	捺私印	蒼鈕A 有孔	35.5×36.5 41.0	83	B地区	国指定文化財・「求方私印」説。(日光二荒山神社編1963)
5	男体山山頂遺跡	栃木県日光市	田□□(村家カ)	蒼鈕A 有孔	32.1×32.3 42.0	97	Cトレンチ	国指定文化財(日光二荒山神社編1963)
6	男体山山頂遺跡	栃木県日光市	酒廣嶺印	蒼鈕B 有孔	32.5×34.0 48.5	53	Jトレンチ	国指定文化財(日光二荒山神社編1963)
7	男体山山頂遺跡	栃木県日光市	澤	蒼鈕B 有孔	31.5×33.0 42.4	75	Cトレンチ	国指定文化財(日光二荒山神社編1963)
8	男体山山頂遺跡	栃木県日光市	生万	蒼鈕A 有孔	32.0×33.0 35.6	60	Cトレンチ	国指定文化財・「口」状の画線。(日光二荒山神社編1963)
9	男体山山頂遺跡	栃木県日光市	田□(安カ、世カ)	蒼鈕A 有孔	32.1×31.0 32.5	46	Iトレンチ	国指定文化財(日光二荒山神社編1963)
10	山王麿寺跡	群馬県前橋市総社町	酒	蒼鈕B 有孔	27.0×27.0 33.0		Ⅲ層上面(遺物包含暗褐色土)	9世紀 (前沢1985)
11	荒子小学校校庭Ⅱ遺跡	群馬県前橋市荒子町	識	蒼鈕B 有孔	31.0×32.0 35.0		3号住居跡床面上	9世紀末葉/「院」墨書土器共伴。 鋳造によるものか。(千田・武部編1990)
12	矢中村東遺跡	群馬県高崎市矢中町	物部私印	蒼鈕A 有孔	37.0×37.0 42.0	91.24	溜池状遺構に注ぐ小水路跡	9世紀代(1108年以前)/人為的埋伏の可能性。 印面に細かな鋳痕跡。赤色顔料残存。(白石1989)
13	下芝五反田Ⅰ遺跡	群馬県群馬郡箕郷町	犬甘	蒼鈕A 有孔	27.0×27.0 31.0		水田跡の耕土中	1108年以前/遺跡より石帯・「犬」墨書土器出土。 (高島英之1994b・中東ほか1994)
14	藪田遺跡	群馬県利根郡月夜野町	朝	蒼鈕A 有孔	26.0×25.5 31.0		遺構外	時期不明/官衙関連集落か。 赤色顔料残存。(前沢1985)
15	蔵屋敷遺跡	群馬県群馬郡榛名町	□(印カ、作カ)	蒼鈕A 有孔	32.0×32.0 33.0		竪穴住居跡床面窪み部	10世紀 印台部に沈線。「服」の可能性有り。
16	天神遺跡	群馬県吾妻郡中之条町	招	蒼鈕有孔	30.0×30.0		A区23号住居跡床面直上	8～12世紀/奈良三彩片共伴。 「松」の可能性有り。
17	保泉・丸山西遺跡	群馬県佐波郡境町	上	蒼鈕A 有孔	28.0×28.0 38.0		H042号竪穴住居跡	10世紀前半 二重郭。赤色顔料残存。
18	柳台遺跡	千葉県八日市場市飯塚	王酒私印	蒼鈕A 有孔	38.4×39.0 30.0	67.9	ローム上面	時期不明/周辺より「千枚針」墨書土器採集。 印文は正字。火熱を受けて変形。(飯塚地区内遺跡調査団編1986)
19	構之内遺跡	神奈川県平塚市中原上宿	平	蒼鈕A 有孔	28.0×28.0 32.0	31.8	12号竪穴住居跡東側壁際下層	10世紀前半/相模国府関連か。 鈕が右方向に振れる。(平塚市教育委員会ほか編1994)
20	馬場台遺跡	神奈川県中郡大磯町	墳	蒼鈕B 有孔	37.0×37.0 44.0	64.95	灰溜り土坑	10世紀/相模国府関連か。 二重郭。鈕に漆塗りの痕跡。(高島英之1994a)
21	江向遺跡	新潟県上越市藤巻	高有私印	蒼鈕A 有孔	30.0×32.0 25.0	26	包含層	9世紀後半 赤色顔料(ベンガラ)残存。(小島1993)
22	北安田北遺跡	石川県松任市北安田町	福	蒼鈕A 有孔	32.0×30.0 36.0	41.63	遺物包含層	10世紀後半～11世紀前半/庄園庄家関連集落か。 二重郭。(前田編1990)
23	篠ノ井遺跡群	長野県長野市篠ノ井塩崎	大半(伴カ) □□	不明	円形(径42)	44.0～	竪穴住居跡SB7109	9世紀後半/遺跡より墨書土器・石製丸柄など出土。 鈕部欠損。赤色顔料残存。(黒岩ほか1990)
24	三間沢川左岸遺跡	長野県松本市和田	長良私印	蒼鈕A 有孔	33.2×32.2 27.8	52.15	竪穴住居跡(第22号住居北西壁)	9世紀中葉～後半/荘園関連集落か。 鋳造の合わせ目痕。赤色顔料残存。(松本市教育委員会編1988)
25	更埴条里遺跡	長野県更埴市雨宮返町	王強私印	蒼鈕A 有孔	30.0×31.5 40.5	61.9	木田を覆う洪水で堆積した砂層の中心	9世紀後半～10世紀初頭 赤色顔料残存。(岡長野県埋蔵文化財センター編1994)
26	内荒遺跡	静岡県静岡市川合	造大神印	蒼鈕A 有孔	35.0×35.0 41.0	72.1	遺物包含層	9世紀中葉/安倍郡衙関連か。 造社に関連する印か。(平野1986・山田ほか1986)
27	川田・藤蔵測遺跡	静岡県袋井市春岡	貞	蒼鈕A 有孔	34.8×33.7 39.4		包含層	10世紀 鈕部は2次的に接合か。赤色顔料残存。
28	道場田遺跡	静岡県焼津市小川	万	蒼鈕B 有孔	30.0×30.0 35.0	38.0	第3地点の小土坑	9～11世紀
29	坂尻遺跡	静岡県袋井市国本	松	欠損不明	31.0×31.0 24.0～	27.8～	遺物包含層最下層	8世紀末～12世紀/佐野郡衙か。 (加藤編1991・吉岡ほか1982)
30	尾張国府跡A地区	愛知県稲沢市国府宮町	珍富	蒼鈕B 有孔	八角44.0×46.0 46.0	142	包含層	平安末期から鎌倉初期 鈕孔から4方向へ、×状の刻線。

発掘調査による出土銅印一覧表(2)

No.	遺跡名	所在地	印文	鈕形態	印面(縦×横) 現存高 mm	重量 g	出土状況	備考
31	尾張国府跡 V 地区	愛知県稲沢市国府宮町	富	蒼鈕 A 有孔	30.0×30.0 32.0	42	不明	時期不明
32	大谷南遺跡	滋賀県大津市滋賀里3丁目	□(善カ)	欠損不明	30.0×30.0 25.0~	67~	遺物包含層	10世紀 2次の火熱を受け、全体に変形。(福田編1994)
33	大手前・御所内遺跡	滋賀県近江八幡市野田町	□	蒼鈕 A 有孔	33.0×34.0 45.0	113.2	畝状の溝(耕作痕)	平安時代前期/集落跡 鑄造痕跡を残す。印面正字か。(田路1992・1993)
34	服部遺跡	滋賀県守山市服部町	乙貞	蒼鈕 A 有孔	33.0×33.0 42.0	75	条里溝	8世紀後半/郷家関連か。 鈕部に「上」印有り。印文の一部欠損。(大橋ほか1979)
35	辻遺跡	滋賀県栗太郡栗東町辻	内真	弧鈕 B 有孔	32.0×32.0 37.0	73.9	旧河道肩部小ピット	9~12世紀 印面正字か。鑄造後に刻字か。(滋賀県埋蔵文化財センター編1987)
36	鴨遺跡	滋賀県高島郡高島町鴨	朝	弧鈕 B 有孔	30.0×30.0 38.5	86.5	遺構外	9~12世紀/高島郡衙関連か。 外郭が内側に凹む。(丸山編1980)
37	法蓮坂遺跡	大阪府豊能郡能勢町	當氏之印	蒼鈕 A 有孔	38.0×36.0 40.0	68	包含層	平安時代前期/集落跡 (尾上1988・1989)
38	大庭寺遺跡	大阪府堺市	辛丑之印	弧鈕 B 有孔	35.0×36.0 46.0	106	攪乱包含層	年代不明(包含層は古墳~近世) 印面中央に縦の罫線。鑄型の合わせ目痕跡有り。
39	袴狭遺跡	兵庫県出石郡出石町	私	蒼鈕 B 有孔	33.0×29.0 31.0	53.2	包含層	9世紀か。/出石郡衙関連か。 (渡辺1992a・b)
40	下小名田遺跡	兵庫県神戸市北区八多町	□(益カ)	欠損不明	33.0×32.0 21.0	39~		平安時代か。/有馬郡衙関連か。 鈕部に毛彫り状の刻線。(村尾1992a・b)
41	貴志・下所遺跡	兵庫県三田市	満	蒼鈕 B 有孔	26.0×26.0 31.0	27	包含層	13~15世紀 (高島信之1985・1986, 高島信之ほか1988)
42	平城宮跡造酒司跡	奈良県奈良市	□(記号)	方形鈕有孔	44.0×39.0 29.0	118	造酒司廃絶後の整地層	8世紀末 記号印か。酒甕封泥用の印か。(浅川ほか1994)
43	鷹沢 A 遺跡	島根県松江市大井町	□	蒼鈕 A 有孔	28.0×27.0 24.0~	24~	旧表土層	奈良~平安時代 呪符あるいは護符の記号印か。(錦織ほか1988)
44	史跡出雲玉作跡	島根県八束郡玉湯町	□(出カ)	不明	13~×24~		包含層	「出」の可能性。(勝部衛氏) (玉湯町教員委員会編1984)
45	菅生小学校裏山遺跡	岡山県倉敷市西坂	□	蒼鈕 A 有孔	32.0×32.0 28.0	40	包含層(3区建物6の北西隅柱穴付近)	9~12世紀 記号印か。(中野編1993)
46	須内遺跡	岡山県真庭郡落合町鹿田	財	蒼鈕 B 有孔	26.0×26.0 30.0	30	包含層又は柱穴	包含層は古墳~奈良時代。柱穴は鎌倉から室町時代。 印の年代は不明。/官衙関連か。(橋本ほか1976)
47	牛乗遺跡	広島県庄原市	□	方形鈕有孔	22.0×15.0 21.0	63.6	第11号住居跡	8~9世紀 (山県1978)
48	中村遺跡	香川県善通寺市	貞	蒼鈕 A 有孔	28.0×28.0 35.0	35.9	溝 SD02	10世紀 「貞」字の左右に「口」状の装飾。(真鍋1987)
49	日渡遺跡	福岡県久留米市国分町	朝	蒼鈕 B 有孔	34.0×35.0 38.5	62.2	土坑 SK 1 A	10世紀初頭/長沙窯黄釉褐彩水注・越州窯製磁碗同伴 偏の「日」の部分「口」になる。(富永編1993)
50	御笠川南条坊遺跡	福岡県太宰府市	佐伯万善	蒼鈕 A 有孔	29.4×30.0 29.8		MQ26区壁・関連遺構は未検出	10~12世紀 (前川・新原編1976)
51	筑前国分寺跡	福岡県太宰府市国分	高	蒼鈕 A 有孔	31.0×27.0 27.0~		タマリ状遺構	11世紀 赤色顔料残存。
52	塚原遺跡	福岡県嘉穂郡穂波町高田	神水	蒼鈕 B 有孔	30.5×30.0 38.5		畦状遺構	年代特定不可能/鈕部に「上」又は「上」の陰刻。鈕くびれ部に2~4状の陰刻。繊維付着。
53	牟田寄遺跡	佐賀県佐賀市兵庫町	□	蒼鈕 B 有孔	34.0×34.0 43.0	105	谷地形状落ち込み埋土	奈良・平安時代 二重郭。偏部に「月」。(角編1997)

たものもいくつかの遺跡で知られている。遺構から出土するものについては、共伴遺物を伴う場合が多くその年代観の手がかりを得やすいこと、共伴遺物の組成を把握できることなどのほか、その出土状況から銅印の人為的埋置の可能性を想定し得る場合があることなど、銅印をめぐる多くの重要な視点を得ることが可能となる。

まず堅穴住居跡から出土しているものには、やはり関東地方の遺跡が多く、群馬県では荒子小学校校庭Ⅱ遺跡例(9世紀末)、蔵屋敷遺跡例(10世紀)、天神遺跡例(8~12世紀)、保泉・丸山遺跡例(10世紀前半)、神奈川県構之内遺跡例(10世紀前半)、長野県篠ノ井遺跡群例(9世紀後半)、同県三間沢川左岸遺跡例(9世紀中葉~後半)、広島県牛乗遺跡例(8~9世紀)などがある。こ

のうち群馬県荒子小学校校庭Ⅱ遺跡では、床面から若干浮いた状況での出土が報告されており、住居と銅印との関連をうかがわせている〔千田・武部編1990〕。竪穴住居の居住者と銅印の保有を直ちに結びつけることは出来ないが、少なくとも当該集落の中で一定期間銅印の保持が行なわれていた可能性は認めてもよいものと思われる。

土坑からの出土例には、神奈川県馬場台遺跡例、静岡県道場田遺跡例、福岡県日渡遺跡例などがある。とりわけ福岡県日渡遺跡では、長軸88cm・短軸70cmの摺鉢状の土坑から長沙窯の黄釉褐彩水注・越州窯の青磁碗・鉄鏝などとともに「朝」の一字印が出土しており、10世紀初頭の年代が考えられている〔富永編1993〕。

群馬県矢中村東遺跡では、水溜状遺構に接続する小型水路からの出土が報告され、「人為的・意識的な埋伏」の可能性が示唆されている〔白石ほか1984, 白石1985〕。滋賀県辻遺跡では、旧河道肩部のピットから出土しており、これについても人為的な埋置の可能性を考慮する必要がある⁽²⁴⁾〔滋賀県埋蔵文化財センター編1987〕。その他、河川や溝などから出土するものについても、その共伴遺物の組成と合わせて単なる混入以外の可能性がないかを視野に残しておく必要がある。栃木県男体山山頂遺跡では、神社の周辺という特殊な出土状況を示している〔日光二荒山神社編1963〕。

銅印が出土する遺構からの共伴遺物や同一遺跡の関連遺物には、木簡や墨書土器・木製品・金属製品・石帯などの特殊な遺物が含まれる場合があり、先の出土遺跡の性格と合わせてそれらを視野に入れたより総合的な出土状況の検討が必要であろう。

③ ……………古代銅印の鑄造技法

(1) 遺跡出土の印章鑄型

銅印そのものについては、多くの伝世品が遺存し、遺跡からの出土資料も蓄積されているが、その鑄造技法の実態に関しては必ずしも詳細が明らかにされていない。

ところが、近年になって以下のようにいくつかの遺跡で発掘調査による印章鑄型の出土が報告されるにいたり、古代銅印の鑄造の様相を探るうえできわめて重要な資料を提供することとなった。

① 番匠地遺跡・久世原館跡⁽²⁵⁾ (福島県いわき市内郷御厩町) (図8)

番匠地遺跡・久世原館跡〔樫村ほか1989, 樫村1993〕は、阿武隈山麓東縁の丘陵上に立地し、1986年から1987年にかけての道路建設に伴う発掘調査により、平安時代の竪穴住居跡群や土坑などが検出されている。また丘陵南方の沢部からは、城館築造時の削平土によって形成された二次堆積層が検出され、8世紀後半から9世紀後半に属する遺物群の包含が確認されている。印章の鑄型は、この二次堆積層中から鏡・椀形不明製品の鑄型や金属滓・溶解炉片・坩堝片・羽口などとともに出土たとされる。

印章に関連する鑄型は13点が報告されており、いずれも土製である。印面部の印文が判明するものが2点ある。1点は「磐□郡□」と刻まれたもので、外郭の1辺は50mmを測っている。「磐城郡印」という見方が有力である。これに対応すると見られる鈕部の鑄型が2点あり、一方のみ荅鈕形態A類の鈕頭部とその上方に湯口の溝が刻まれている。この鑄型には、鈕孔を形成する突起は認められないようである。2点の鈕部の鑄型を合わせると、その合わせ目は鈕軸部の一方の側面に

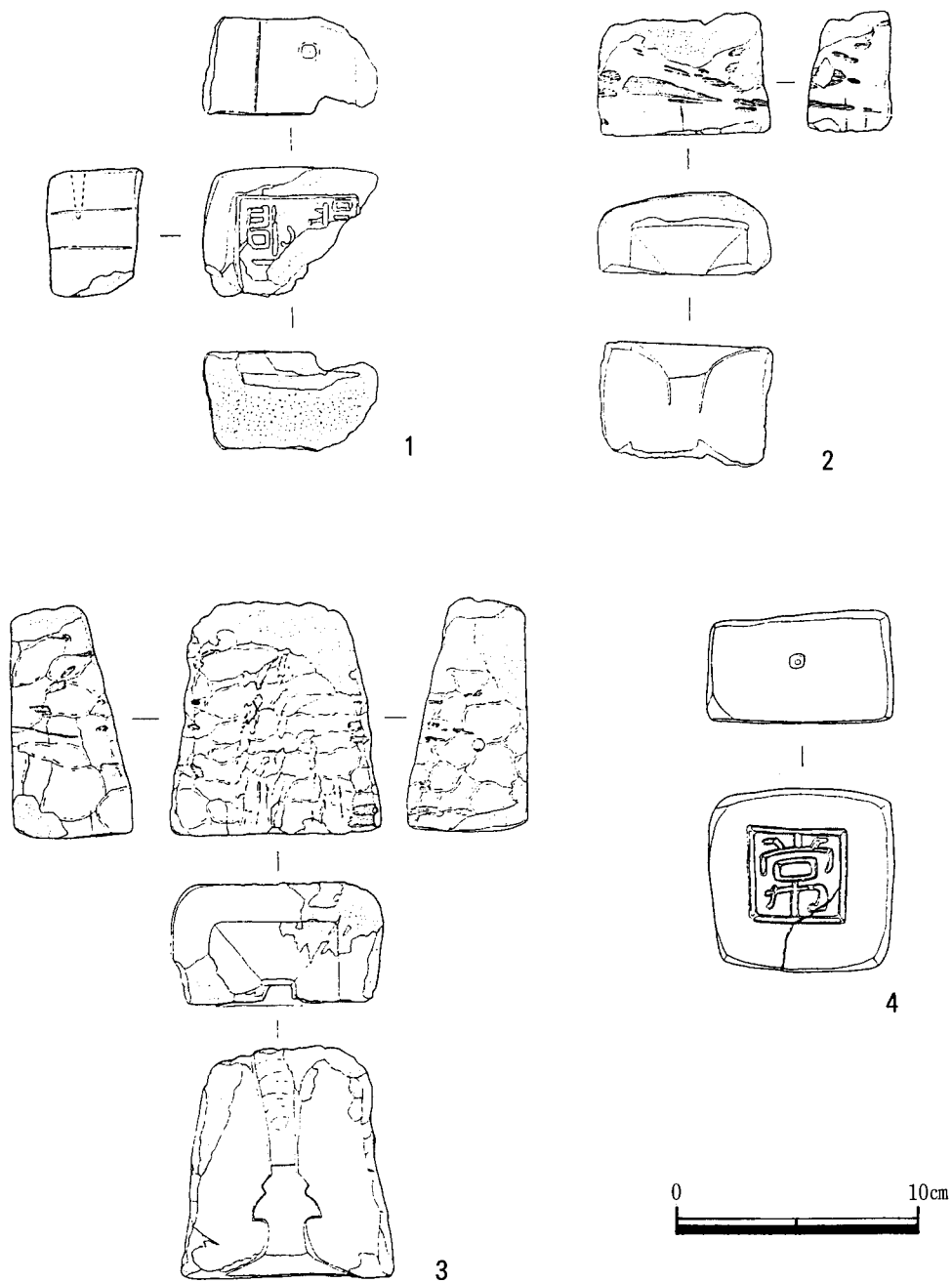


図8 番匠地遺跡・久世原館跡出土銅印鑄型（榎村・吉田1989）

寄ることになる。印面部の鑄型の上側面には径6～7mmの円孔が、また鈕部鑄型の外面には縄目圧痕が認められるという。もう1点の印面部の鑄型には、「常」の一字が刻まれ外郭の一辺は41mmを測っている。

② 台耕地遺跡（埼玉県大里郡花園町大字黒田）（図9）

台耕地遺跡〔酒井1984〕は、埼玉県北西部の秩父山地東裾部に近い荒川左岸の段丘上に位置する。関越自動車道関係の発掘調査で、平安時代の竪穴住居跡59棟が検出され、このうち第44号住居跡か

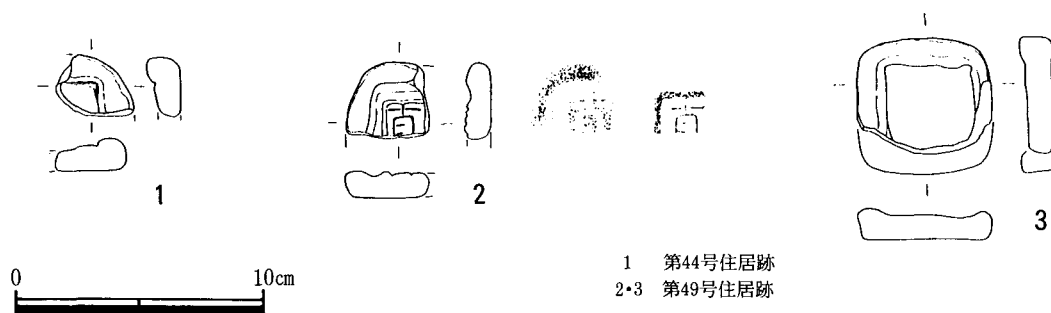


図9 台耕地遺跡出土銅印鑄型（酒井1984）

ら1点、第49号住居跡から2点の印面部の鑄型の出土が報告されている。

第44号住居跡出土のものは、砂質の粘土製で全体の約4分の1が遺存している。全体の平面形態は不整な円形を呈し、端部の厚さは13mm、印面部の厚さは10mmを測る。印面部の印文は剥落しているようであるが、外郭を形成すると見られる細かい溝が直角に巡っている。印面部は還元状況を示すことから、実際に鑄造に供されたものと考えられる。同住居跡からは、9世紀第3四半期に位置付けられる土器類の他に鉄滓・炉壁片・羽口片などが出土している。

第49号住居跡出土のものは、印面部左上の約3分の1が遺存している。平面形態は不整な方形を呈するものと見られ、厚さは10mmを測る。印面には「真」あるいは「直」と推定される文字が刻まれている。印文は一字と四字の可能性があるが、一字とすれば一辺25mm、四字とすれば一辺45mm前後になるものと推定されている。もう1点は、外郭部の一辺を欠くが最も遺存状況の良好なものである。全体の形状は不整形を呈し、厚さ10～13mm、印面は一辺35mmを測っている。印文は剥離して不明である。印面端部に銅の付着が認められている。また、両資料ともに印面部は還元し、鑄造に供されたことをうかがわせる。第49号住居跡からは、10世紀第1四半期に位置付けられる土器類の他に、小銅塊・羽口・鉄滓・砂鉄容器と見られる甕片・炉壁片などが出土し、床下には製鉄関連施設と考えられる落ち込みが検出されている。とりわけ、小銅塊の存在は本住居内で鑄造作業が行なわれた可能性を示唆するものといえる。

③ 谷津遺跡（千葉県千葉市中央区花輪町）（図10）

谷津遺跡〔村田1984〕は、千葉市の南部に位置し、下総台地西縁部の樹枝状支谷に挟まれた舌状台地上に立地する。学校建設に伴う発掘調査で、平安時代に属すると見られる「鑄銅工房址」が検出されているほか、印章鑄型・錫杖鑄型などが出土している。印章鑄型はいずれも粘土と砂を混入した焼型とされ、鈕部の鑄型3点と、印面部と見られる鑄型1点の出土が報告されている。

「1号古印鑄型」は、85号住居址の竈付近の埋土から出土した鈕部の合わせ型である。約4分の1を欠損するが、おおむね鈕部の詳細を知ることができる。全体は半球形を呈し、高さ54mm・底径80mmを測る。鈕の長軸に対して直交方向に切り込みが認められている。鈕頭部の形態は弁の両端が大きく開く蒼鈕形態A類であるが、鈕孔を鑄抜くための突起は表されていない。鑄型には印台部の厚みを取り込まれ、印面部の一辺は44mm、印台部と鈕部を合わせた高さは51mmを測る。

「2号古印鑄型」は、106号住居址北西隅の床から出土した鈕部の合わせ型の半部である。やは

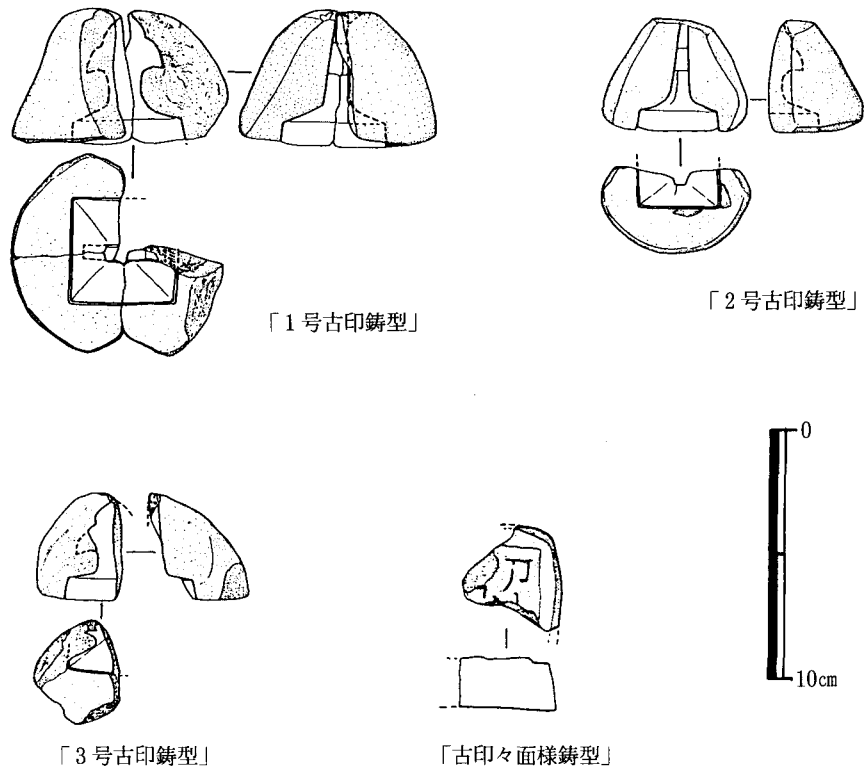


図10 谷津遺跡出土銅印鑄型 (村田1984)

り長軸に対して直交して面取りが施されている。鈕の形状は、蒼鈕形態 A 類で鈕孔の表現は認められていない。印面部の一辺は34mm, 印台部と鈕部を合わせた高さは44mmである。

「3号古印鑄型」は、鑄銅工房址の南約6mの地点で出土している。鈕の形状は同様に蒼鈕形態 A 類である。ここでも鈕の長軸に対して直交方向に面取りが施される。印面部の一辺は34mm, 印本体の高さは40mmである。

以上3点の鈕部鑄型⁽²⁶⁾については、いずれも鎔銅を流し込むための湯口となる鈕頭部上方の孔が小さいこと、鈕の長軸方向に直交して型が合わせであることなどの疑問点が提示されている。

「古印々面様鑄型」は、97号住居址からの出土である。全体の約4分の1が遺存するものと見られる。隅部は丸みを帯びた方形を呈し、内部には方形の輪郭が施され、さらに文字様の刻線が認められている。

④ 上野国分僧寺・尼寺中間地域遺跡 (群馬県前橋市元総社町・群馬郡群馬町東国分) (図11)

上野国分僧寺・尼寺中間地域遺跡〔木津ほか1990〕は、群馬県のほぼ中央部の利根川右岸の洪積台地上に位置する。本地域からは、国分僧寺・尼寺の造営に関連したと見られる奈良時代

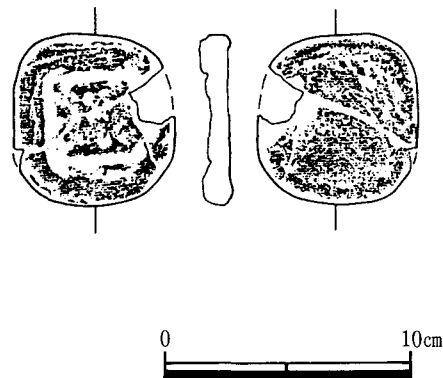


図11 上野国分僧寺・尼寺中間地域遺跡出土銅印鑄型 (木津ほか1990)

から平安時代にかけての多くの竪穴住居跡などが確認されている。このうち9世紀中頃から10世紀前半頃に存続したと見られるB区第1号住居跡の覆土から、印面部の鋳型2点と鈕部の鋳型1点の出土が報告されている。

印面部鋳型は一辺約68mmの隅円方形を呈し、印面の外郭は一辺36mmを測っている。印文については、鋳造の過程で細部が剥落したものと見られ判然としないようであるが、「三」・「王」・「玉」などの「単体の文字」の可能性が考えられている。もう1点の印面部鋳型と鈕部鋳型については、小片であり、詳細については詳らかでない。

なお、B区1号住居跡には小鍛冶施設が付設されており、関連する遺物として羽口・鉄滓などが出土している。

(2) 出土銅印の鋳造痕跡

遺跡から出土する銅印は、本来「完成品」として鋳造場所から流通し、保有者のもとで機能したはずのものである。したがって、個体の完成度が高いほど、鋳造時の痕跡や製作過程で生じた瑕疵は消失の方向へと向かうことになる。加えて金属製品という材質が宿命的に持つ錆化という現象は、出土遺物という条件と相乗して個体の劣化を余儀なくさせ、それが製作過程の痕跡の観察をさらに困難なものにしている。ところが、以下に触れる滋賀県大手前・御所内遺跡例は、鋳造時の痕跡を明瞭に遺存させるきわめて稀有な出土資料となった。

① 大手前・御所内遺跡出土銅印の概要（カラー図版60）

大手前・御所内遺跡〔田路1992・1993〕は、滋賀県近江八幡市野田町から御所内町にかけての平野部に広がる古墳時代から中世にかけての集落跡である。周辺は、『和名類聚抄』による蒲生郡篠筒郷の南端から篠田郷の北東端付近に位置するものと見られ、遺跡の南西方には蒲生郡衙の推定地である御館前遺跡が所在し、古代東山道の推定路線にも近い。周辺地域における発掘調査では、奈良時代から平安時代にかけての掘立柱建物群や廃棄土坑などが確認されているが、遺跡の全体像や性格を把握するには至っていない。銅印は、遺跡の南西端で検出された耕作痕と見られる畝状の小溝群の一つから出土している。付近からは少量ながら、8世紀末から9世紀前半代に属すると見られる須恵器の杯蓋片などが出土しており、銅印の所属時期の一端をうかがうことができる。

銅印は、蒼鈕形態A類で鈕孔を有し、現存高45mm・印側高9mm・鈕部幅9mm・同厚さ8mm・鈕頭部最大幅19mm・孔径3mm、印面は縦33mm・横34mmの方形で幅2mm前後の外郭を有し、刻字の深さは2mm前後を測っている。重量は、113.2gである。印面の寸法から私印の範疇に属するものと思われ、印文は一字が刻まれた可能性が高いが、その釈読については未だ詳らかでない。

本銅印が有する最大の特徴は、何よりも鋳造直後の痕跡が明瞭に遺存していることである。すなわち、器面には鋳造の際に生じたいわゆる鋳バリがそのまま残されており、一見して最終的な仕上げ調整の工程が放棄されたことが明かである。鋳バリの残存は、鈕の頭頂部から軸部にかけての両短側面の右側に沿って鱗状に認められ、さらには印台部の上面にまで及んでいる。なお、印台部の上面では、印本体の中心よりもかなり右側に逸れた位置にある。一方、印台部の側面では鋳バリの付着は認められない。鈕軸部の鋳バリの幅は最大で約0.6cmを測り、鎔銅のかんりの漏出をうかがわせるものである。

以上の観察から、本銅印の鑄造にあたっては、印文を刻んだ印台部の鑄型の上方に鈕部の合わせ型を取り付けた状態で鎔銅を流し込んだものと考えられる。鎔銅の注ぎ口（湯口）については、通常鈕の頭頂部に位置するものと思われるが、本銅印では既に除去されたものかその痕跡は明かでない。また、鈕部については、左長側面がより成品に近い鑄上りであるのに対して、右長側面は平坦なままであることから、鑄型の片方だけに鈕形の型抜きを施したものと見られる。

なお、全体の鑄型の接合の後、鎔銅の流し込みから本体が固化するまでのいずれかの過程で、鈕部分に右側面から何らかの圧力が加わったものと見られ、本銅印における鈕部の左方への傾斜と印文および外郭の右部分の損壊はこれに起因するものと考えられる。⁽²⁸⁾

② その他の資料

その他の鑄造痕跡を残す資料として、長野県三間沢川左岸遺跡例〔松本市教員委員会編1988〕では、印台部の背面に鈕の右長側面に沿って鈕部の型の合わせ目によって生じたと見られる段が観察されている。

(3) 鑄造技法の段階

銅印の鑄造技法については、これまでに會田富康氏〔會田1964・1975・1981〕や香取忠彦氏〔香取1963〕らによって、鑄金工芸の実作者的な観点からの復元的研究が行なわれてきた。また先に触れた印章鑄型の出土によって、在地における古代銅印の鑄造の実態を探る大きな手がかりを得ることが可能となった。ここでは以上の研究成果や鑄型資料の報告〔櫻村・吉田1989, 櫻村1993〕をもとに、出土資料にも立ち帰りながら古代銅印の鑄造過程を段階的に想定していくことにする。

① 原型の製作

銅製品に限らず鑄造品の製作にあたっては、通常では鑄型を作るための原型が必要となる。銅印の場合、木質の原型を製作する方法と、蠟による原型を用いる方法があるとされているが〔會田1964・1981, 香取1963〕、これにはそれぞれに一長一短の特徴がある。すなわち木型の場合はその材質の耐久性から、ある程度繰り返し使用することが可能であるが、印字の彫刻にはやや困難な面がある。蠟型の場合は、印字の彫刻が比較的容易で細部の補修も可能であるが、焼き流しを行なうために一つの銅印を鑄造するごとに原型を製作しなければならない。この場合、原型への印文の刻字は、石または土に右字を彫って原型に写し取る方法と、原型に直接左字を彫る方法とが想定される。伝世資料では、3顆の「倉印」や「遠賀團印」・「御笠團印」が蠟型左彫りの手法による製作であるとされ、当初の官公印の鑄造にあたってはこの方法に従ったことが指摘されている〔會田1964・1981〕。一方、鈕部の鑄型が出土した福島県番匠地遺跡・久世原館跡および千葉県谷津遺跡では、合わせ型であることと鑄型の細部の観察からいずれも木型の使用が想定されている。

② 鑄型の製作

原型から鑄型を製作するに際しては、おおむね二つの方法があるとされる。すなわち、原型の木型に粘土を巻いて型を写し取る「込型（込め抜き）法」と、蠟型を鑄型土で包み込み全体を加熱して中の蠟を溶かし出す「焼き流し法」である。「込型（込め抜き）法」の場合は、中の原型を取り外す必要が生じるために鑄型は合わせ型となる。

ところで印面部の鑄型への刻字の手法にも、先に見た原型に逆字を彫り込んで鑄型に写す方法と、

鑄型に直接正字を彫り込む「掻き彫り法」の存在が知られている。印面部の鑄型が出土した福島県番匠地遺跡・久世原館跡と埼玉県台耕地遺跡では、いずれも鑄型へ直接印文の彫り込みを行なったものと見られている。この方法によれば、原型へ刻字を施す際の字画の正逆の混乱が回避できる。また鈕部と印台部の原型があれば、同形印章の複数の鑄造が可能となる。私

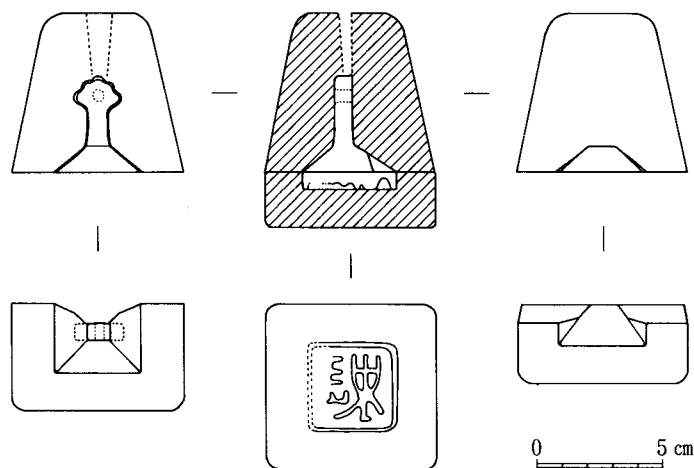


図12 大手前・御所内遺跡出土銅印鑄型復元模式図（田路1993）

印を需要の中心とする在地の銅印の製作にあたっては、多くの場合この方法が選択されたものと推察される。

③ 鑄型の分割

先の印章鑄型の出土資料と、鑄造痕跡を残す滋賀県大手前・御所内遺跡出土例から少なくとも在地における銅印の鑄造にあたっては、鈕部の二つの鑄型と印面部鑄型から成る合わせ型を用いたことが明らかとなった。福島県番匠地遺跡・久世原館跡の鈕部の鑄型では、一方にのみ鈕の型抜きが施されている。大手前・御所内遺跡例でも、鑄バリの付着は鈕の右側面に沿って付着することから、片方だけに型抜きを行なったものと見てよい。印台部については、鈕部の鑄型に取り込む場合（千葉県谷津遺跡）と、印面部の鑄型に厚みを設ける場合（福島県番匠地遺跡・久世原館跡）がある。滋賀県大手前・御所内遺跡例では、鈕側面の鑄バリが印台部の肩部で途絶することから印面部に厚みを取り込まれたことがわかる。なお、参考までに同遺跡例から推定される鑄型の復元模式図を掲げることにする（図12）。

④ 鎔銅の注入

鑄型の完成後、鎔銅を流し込むことになるが、その注ぎ口すなわち湯口は福島県番匠地遺跡・久世原遺跡例に見られるように鈕頭部の上方に開かれている。千葉県谷津遺跡例では鈕上部の孔が湯口としては小さすぎるという疑問点が提示されている。滋賀県大手前・御所内遺跡例では、鈕頭部に鎔銅の注入を示す痕跡は残されていなかったが、鈕の側面には幅6mmにも及ぶ鑄バリが認められ、鑄型の合わせ目からかなりの鎔銅が漏出したものと見られる。印章のような小型品であっても、鎔銅の注入時には相当の圧力が生じるものと見られ、鑄型を固定する必要があったと考えられるが、滋賀県大手前・御所内遺跡例はこの段階で何らかの不手際が発生したものであろう。

⑤ 器面の調整

鎔銅が固化し鑄型を除去した後、銅印の表面に付着した鑄バリや突起、器面の荒れなどは鑿や鏝

などの工具を用いて調整が行なわれたものと考えられる。出土資料においても、群馬県矢中村東遺跡例〔白石ほか1984, 白石1985〕・滋賀県服部遺跡例・同県鴨遺跡例などでは、鑪による研磨痕が顕著に観察されている。鈕孔は、通常鑄造後に穿孔されたものと見られる。蒼鈕形態B類に見られる鈕基部の突線や刻線についても、この段階で加工されたものと考えられている。また、印面の正面を示すいわゆる「上」印が、新潟県江向遺跡例〔小島1993〕・滋賀県服部遺跡例・福岡県日渡遺跡例などで認められているが、いずれも陰刻であり、この段階で刻まれたものと推察される。

なお、神奈川県馬場台遺跡例では鈕に漆塗の痕跡があるとされ、他の資料においても今後の分析視角の課題である。

⑥ 印面の調整（印影の調整）

器面のみではなく、印面についても印字の彫り具合の調整や研磨などかなりの手を加えたものと思われる。群馬県荒子小学校校庭Ⅱ遺跡例・滋賀県鴨遺跡例では、印面の四圍から圧力を加えた痕跡が認められ外郭の印面からの突出を押さえたものと見られる。⁽²⁹⁾

なお、滋賀県辻遺跡例は、印面の彫り込みがきわめて浅いこと、印字の幅が広いこと、正逆が混乱している可能性があることなどから、⁽³⁰⁾鑄型には印文を彫り付けず素面のまま鑄造して、鑄成後に印文を彫り込んだ可能性が考えられる〔西谷・平川1996〕。従来、この技法は時期的に新しく「偽印」の証左とも考えられてきたが、古代銅印においてもこうした「鑿印」技法が存在した可能性を考慮する必要がある。

①……………まとめにかえて

以上、遺跡からの出土資料を中心として古代銅印の持つ諸側面を概観してきたが、最後にそれらを通して顕現したいくつかの問題点を列挙してまとめにかえることにしたい。

(1) 私印の特質

発掘調査による出土銅印は、私印と目されるものが圧倒的多数を占めている。その鈕形態は蒼鈕形態で鈕孔を有するものが多く、印面の方寸もおおむね「一寸五分」の範囲内に収まるものであったが、各個体の細部の形状や印文様式にはなお多様なものが存在することは既に見たとおりである。また、蒼鈕形態のうちB類とした鈕の基部に突線や刻線などを持つものは、多くが私印の範疇に属するものである。しかしながら、これが私印に固有の形態であるか否かについては、なお検討の余地があろう。⁽³¹⁾私印には家印と個人印が存在したことが知られるが、基本的には氏または名の一部が刻まれたものと見られており、いくつかの遺跡では周辺地域の具体的な有力者層との関連が考察されている。とりわけ一字印にあっては、同一の文字を持つものが複数の遺跡で出土することや、吉祥句の一部を刻んだ可能性が指摘されるものが存在することから、自己の同一性や集団統括の象徴として機能した側面を考慮に入れる必要があるであろう。

なお、兵庫県貴志・下所遺跡例〔高島信之1985・1986〕や同県下小名田遺跡例〔村尾1992 a・b〕では、鈕基部に巡る刻線に交差して、器面調整の際の研磨痕とは明らかに様相を異にする縦方向の毛彫り状の刻線が認められている。銅印の保有あるいは使用にあたって何らかの目的で刻まれたもの

と思われるが、現状ではその意味するところは明らかでない。

また出土資料中には、長野県聖原遺跡〔三石ほか1990〕で石製印が、長岡京跡〔長谷川ほか1985〕・平安京西市跡・平城宮跡・大宰府跡で木製印の存在が知られており、実際にはこれらの鑄銅製以外の印章も含めてさらに広範囲な私印の波及があったものと推察される。

(2) 鑄造遺跡

福島県番匠地遺跡・久世原館跡では印章鑄型とともに、鏡・椀型品の鑄型、金属滓・炉片・羽口・坩堝が出土している。群馬県上野国分僧寺・尼寺中間地域遺跡では、小鍛冶施設を伴う住居跡から印章鑄型の出土が認められた。千葉県谷津遺跡でも、鑄銅工房址が確認され、錫杖の鑄型などが出土している。さらに埼玉県台耕地遺跡は、「地方有力者層による私的な鉄生産、鑄鉄・鑄銅生産のために成立した計画村落」〔酒井1984〕であった可能性が指摘されている。また滋賀県大手前・御所内遺跡例は、未製品の状態で出土したものであり、周辺地域で鑄造された可能性が考慮される。

官印の鑄造は、当初の宮内省鍛冶司からのちには中務省内匠寮によって行なわれていたことが知られており、そこには中央政府によって銅印の鑄造と頒布にあたっての厳格な規制が貫徹したことが推察される。

一方、先の印章鑄型の出土遺跡の存在によって、少なくとも私印の多くと一部の郡印の鑄造は、地方有力者層が関与する在地の金属製品工房施設によって担われたことが明かになりつつある。その背景には、中央の官営工房から地方への何らかの形での技術的伝播が介在したであろうことが予想される。在地の工人は、本来別種の鉄製品や銅製品の製作に携わっていたものであり、銅印の鑄造に関してはその需要に応じて他のさまざまな金属製品とともに製作されたことが想定される。銅印の製作にあたっては、原型や鑄型の製作、さらには鑄造技法の工程などに一定の手続きとある種の規範が存在したのと考えられるが、多様な形態を持つ私印の存在はその需要層と技術系譜の存在形態の多様性をも示唆するものと思われる。また、たとえば印面が正字を成すものや釈読不能のものがあつたり、鑄造過程での不手際が見られるものが存在することは、銅印の製作に必ずしも習熟しない工人が関わった可能性をうかがわせるものである。これらは印章としてはいわば不完全なものではあるが、仮に印影が逆字であっても、印そのものの本質的な機能に変わりはないものとも考えられ、そこに律令期の地域社会における印章の受容の在り方を解く一つの視点が存在すると見ることもできる。

(3) 銅印の呪的性格

銅印は、もとより古代律令制下の文書主義のもとに成立した、きわめて実用的な存在であることは論を待たない。出土資料中にも、群馬県矢中村東遺跡例、新潟県江向遺跡例〔小島1993〕、長野県三間沢川左岸遺跡例、静岡県川田・藤蔵淵遺跡例、福岡県筑前国分寺跡例などのように赤色顔料が検出されるものがあり、私印においても実際に文書類への押捺に供された可能性を持つものが存在する。一方で、栃木県男体山山頂遺跡はもとより、群馬県矢中村東遺跡や滋賀県辻遺跡での出土状況は人為的な埋置を推察させるものであった。これらの事例から、銅印が少なくとも遺構への埋置という最終的な局面で何らかの祭祀的な意味合いを帯びた場合があったことが予想される。

印章の持つ属性の一つが、文書類の信用性や権威を最終的に決定付け、同一の文字や符号を印影として反復再生産することができるということにあるとすれば、本来実利的な道具としての印章に観念的な存在理由をもたらすまでにさほどの階梯は介在しなかったものと思われる。政治的側面では保有者個人や集団秩序のための権威の象徴として顕現し、観念的側面では呪的性格を帯びるものとしてある種の護符などとして持ち伝えられた場合もあったことが推察される。また銅印の印文の選字や鑄造の過程から、保管や使用にいたるまでの諸段階でそれぞれの儀礼が執り行なわれたであろうことは想像に難くない。加えて多くの神社や寺院で、銅印が神格化され社宝や寺宝として奉斎・伝世されてきた背景もそのあたりに存するものと思われる〔木内1964〕。

いずれにしても考古資料としての古代銅印の位置付けにあたっては、個体そのもののより詳細な観察と自然科学的手法を含む多方面からの分析はもとより、常に出土遺跡と出土遺構に立ち帰りながら、その遺跡をめぐる歴史的環境や共伴遺物の内容、さらには周辺の有力氏族の動向などを前提としたうえで多様な存在形態の可能性を視野に入れつつ、墨書土器をはじめとした律令的文字文化全体の展開の中で評価する視点を獲得することが肝要と思われる。

おわりに

本稿は、古代銅印の考古資料としての位置付けを企図したものであったが、いくつかの既知の命題の周囲を逡巡するにとどまった。とりわけ個別の出土資料や遺跡の検討、保有者の階層の問題、鑄造遺跡の経営主体、他の文字資料との関連などについては立ち入ることができなかった。これらの残された課題については、今後の機会に委ねるほかはない。

本稿は、1994年2月23日に国立歴史民俗博物館で行なわれた、「1993年度第2回古印打ち合せ会」において報告した内容を骨子としている。当日の報告ならびに、各地の出土資料の観察にあたっては次の方々に多くのご教示とご厚意を得ることができた。とりわけ、平川南氏ならびに大橋信弥氏には、常に懇切なご指導をいただいた。合わせて深く感謝申し上げる。また事実関係や認識に過誤があるとすれば、すべて筆者の非力によるものであり、ここにご寛恕を請う次第である。

臼杵 勲・榎村寛之・大道和人・岡戸哲紀・小原 稔・瓦吹 堅・北野博司・熊谷康治・小林秀夫・狭川真一・佐藤洋一・清水みき・下向井龍彦・高島英之・高橋照彦・寺西貞弘・土橋 誠・富永直樹・永嶋正春・仁藤敦史・本間恵美子・前沢和之・三宅博士・村尾政人・山本信夫・渡辺 昇
(50音順、敬称略)

註

(1)——藤貞幹『公私古印譜』安永2(1773)年刊・松平定信『集古十種』寛政12(1800)年刊・穂井田忠友『埋蔵発香』天保11(1840)年刊など。

(2)——本集成が、今後の多方面にわたる印章研究にとって裨益するところにはきわめて多大なものがあると

いわねばならない。本稿の記述も、多く本集成によっている。

(3)——さらに出土資料には、遺跡の発掘調査によるものと不時発見によるものがあり、伝世資料にはその由来や縁起を持つものと、伝世の経緯が不明なものがある。

(4) — 考古学的観察のみからでは、後世における改鋳や模鋳の可能性の有無を見極められないことによる。

(5) — 竹生島宝蔵寺のご厚意により、古印調査員の方々とともに観察する機会を得た。

(6) — 億岐正彦氏のご厚意により、古印調査員の方々とともに観察する機会を得た。

(7) — 国立歴史民俗博物館・平川南氏のご厚意により、観察する機会を得た。

(8) — 採集資料としては、茨城県アラヤ遺跡例(瓦吹1988)、群馬県藤岡市「延別緑印」(前沢1985)などがある。

(9) — 「児湯郡印」(西都市教育委員会保管)は、直立する軸部に鈕孔を穿ち、その下に突線がめぐっている(木内編1964・1983、會田1981)。

(10) — 奈良国立文化財研究所・臼杵勲氏のご厚意により、観察する機会を得た。

(11) — 『日本古代印集成』では、いずれも弧鈕形態に分類されている。

(12) — 年代観については、各遺跡の調査報告および『日本古代印集成』によっている。以下の記述も同じ。

(13) — 10世紀初頭の共存遺物を有する福岡県日渡遺跡例は、蒼鈕の基部に2条の刻線が認められており、この形態のものが9世紀代に成立した可能性も否定しきれない。

なお、久留米市教育委員会・富永直樹氏のご厚意により観察する機会を得た。

(14) — 蒼鈕形態 A 類で鈕孔を持ち、印面には「造大神印」の印文を有する。神社の造営に関連するものか。

(15) — 註(10)と同じ。

印面には、判読不明の符号状のものが表されている。造酒司に関連した、酒甕の封泥に押捺する印の可能性が示唆されている(浅川ほか1994)。

(16) — 採集資料では、茨城県アラヤ遺跡(瓦吹1988)の51mmを測る例がある。

(17) — 註(13)と同じ。

ただし、「朝」の偏のうち「日」の部分が「口」になっている。

(18) — 『日本古代印集成』以降、管見によれば奈良県箸尾遺跡(『月刊文化財発掘出土情報』第172号 1997年1月)・徳島県加茂野宮遺跡(同)・佐賀県牟田寄遺跡・千葉県恩田原遺跡(『月刊文化財発掘出土情報』第174号 1997年3月)・京都府長岡京跡の出土例がある。また埼玉県中山遺跡では、印面鋳型の出土が報告されている(『月刊文化財発掘出土情報』第179号 1979年7月)。

なお、佐賀県牟田寄遺跡については、立命館大学・木立雅朗氏、佐賀市教育委員会・中野充氏にご教示いただいた(角編1997)。

(19) — その他の地域で発掘調査による複数の出土例が知られるのは、摂津(3例)・出雲(2例)・筑前(3例)である。

(20) — 東国の諸遺跡において、一般的に墨書土器が盛行する時期は8世紀後半から9世紀後半、終焉時期は9世紀末から10世紀前半ころとされている(仲野1995)。時期的にも、出土銅印の消長とおおむね重なることが理解される。

(21) — 太宰府市教育委員会・山本信夫氏、狭川真一氏のご厚意により、観察する機会を得た。

(22) — 郡衙関連施設や荘園に関連する遺跡などが挙げられる。

(23) — 郡司層を中心とする地方有力者層が想定される。

(24) — (財)栗東町文化体育振興事業団・平井寿一氏には、多くのご教示をいただいた。

(25) — 櫻村・吉田1989、櫻村1993、大竹1991による。

(26) — なお、これらの資料については、「印面の文字を替えれば、固定した形からいくつでも抜き取れる、と云った一種の惣型」(會田1981)、あるいは「型の型」(水野1990)ではないかとする指摘がある。

(27) — 後述するように、鈕孔は通常鑄造後に穿たれたものと考えられるが、そうすれば本例は鈕孔の穿孔後に何らかの理由で作業が放棄されたことになる。

(28) — ここで直接関連するものではないが、鈕の傾斜に関していえば、いくつかの個体で鈕の長軸が印面の正(上)面に対して、左方へ振れる例が看取される。多分に偶発的な要素も否定できないが、あるいは何らかの規範が存在した可能性も考えられる。

(29) — 伝世資料ではあるが、「駿河倉印」・「隠伎倉印」では印面が曲面を成しており、押捺の際には回転を加えなければならない。大型の印章にあっては、その方がより鮮明な印影を得られるものと思われる。

(30) — 印文は縦に「内真」と、釈読されている。

(31) — 伝世資料としては、「賣神祝印」(諏訪大社下社蔵)が蒼鈕形態 B 類に属している。

(32) — 平川南氏は、集落遺跡から出土する墨書土器が必ずしも、文字の普及のパロメーターとはならない場合があることを想定されている(平川1991)。もとより墨書土器と銅印を同列に扱うことはできないが、古代銅印にあっては同様のことがいえる可能性があると考えられる。

引用・参考文献

- 會田富康 1964 「古銅印の鑄造技法」木内武男編『日本の古印』 二玄社
會田富康 1975 『鑄金・彫金・鍍金』 理工学社
會田富康 1981 『日本古印新攷(改訂新版)』 中央公論美術出版
浅川滋男ほか 1994 「3 造酒司地区の調査-第241次」『1993年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』奈良国立文化財研究所
飯塚地区内遺跡調査団編 1986 「柳台遺跡出土の銅印」『千葉県八日市場市飯塚遺跡群発掘調査報告書』第IV分冊 八日市場
土地改良事務所・八日市場市教育委員会
石井良助 1964 『はん』 学生社
大金宣亮・田熊清彦・木村 等 1981 『下野国府跡Ⅲ-昭和55年度発掘調査概報-』『栃木県埋蔵文化財調査報告』第42集
栃木県教育委員会
大竹憲治 1986 「陸奥古代印章瞥見」『史館』第19号 史館同人
大竹憲治 1991 「番匠地遺跡出土印章鑄型考」『月刊考古学ジャーナル』No.330 ニューサイエンス社
大橋信弥・山崎秀二ほか 1979 『服部遺跡発掘調査調査概報』滋賀県教育委員会・守山市教育委員会・(財)滋賀県文化財保
護協会
荻野三七彦 1966 『印章』 吉川弘文館
荻野三七彦 1979 「いんしょう印章」『国史大辞典』第1巻 吉川弘文館
荻野三七彦 1992 「印章 いんしょう」『日本史大辞典』第1巻 平凡社
尾上 実 1988 『法蓮坂遺跡発掘調査概要』大阪府教育委員会
尾上 実 1989 「銅製印章『當氏の印』」『泉北考古資料館だより』No.38 大阪府立泉北考古資料館
樫村友延 1993 『福島県いわき市番匠地遺跡・久世原館跡出土印章鑄型について』1992年度第2回古印打ち合せ会研究発表
要旨
樫村友延・吉田生哉 1989 「福島県番匠地遺跡」『日本考古学年報』40-1987年度版- 日本考古学協会
加藤理文編 1991 『大和ハウス工業(株)中部工場建設に伴う坂尻遺跡緊急発掘調査概報-坂尻遺跡』袋井市教育委員会
香取忠彦 1963 「銅印の鑄造法」『MUSEUM』第149号 美術出版社
亀井正道 1963 「男体山出土の銅印」『MUSEUM』第149号 美術出版社
瓦吹 堅 1988 「常陸の古印」『婆良岐考古』第10号 婆良岐考古同人会
木内武男 1964 「日本古印の沿革」木内武男編『日本の古印』 二玄社
木内武男 1974 『日本の官印』 東京美術
木内武男 1983 『印章』 柏書房
木内武男 1987 「印章」『季刊考古学』第18号 雄山閣出版
木内武男編 1964 『日本の古印』 二玄社
木津博明・桜岡正信・黒沢はるみ 1990 『上野国分僧寺・尼寺中間地域(4)』『(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団発掘調査報告』
第103集-関越自動車道(新潟線)地域埋蔵文化財発掘調査報告書第33集- (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
久米雅雄 1995 『『紀伊国造印』の資料批判』『古代学評論』4 古代を考える會
黒岩隆・寺内隆夫・西山克己 1989 「(7) 篠ノ井遺跡群」『長野県埋蔵文化財センター年報』6 (財)長野県埋蔵文化財セ
ンター
国立歴史民俗博物館編 1996 『日本古代印集成-「非文献資料の基礎的研究-古印」-報告書』国立歴史民俗博物館
小島幸雄 1993 「江向遺跡」『埋文にいがた』No.2 (財)新潟県埋蔵文化財調査事業団
(財)長野県埋蔵文化財センター編 1994 「2. 更埴糸里遺跡」『長野県埋蔵文化財センター年報』10 (財)長野県埋蔵文化財
センター
酒井清治 1984 「Ⅷ結語 3平安時代の遺構と遺物」『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書』第33集-関越自動車道関係埋蔵
文化財発掘調査報告XIX・台耕地(Ⅱ)- (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
滋賀県埋蔵文化財センター編 1987 「銅印が出土-栗東町辻遺跡」『滋賀埋文ニュース』第89号 滋賀県埋蔵文化財センター
篠崎四郎 1941 『大和古印』 葦牙書房
篠崎四郎 1963 「大和古印あれこれ」『MUSEUM』第149号 美術出版社
白石 修 1989 「『物部私印』銘銅製古印の出土について」『高崎市文化財調査報告書』第82集-矢中遺跡群(X)矢中村東C
遺跡- 高崎市教育委員会
白石 修・湯浅昭平 1984 『矢中村東遺跡-矢中遺跡群(VII)』『高崎市文化財調査報告書』第57集 高崎市教育委員会
鈴木茂男 1976 「日本古印をめぐる二、三の問題」『書の日本史』第9巻-古文書入門/花押・印章総覧/総索引- 平凡社
角信一郎編 1997 『牟田寄遺跡V-9B区の調査-』『佐賀市文化財調査報告書』第84集 佐賀市教育委員会
千田幸生・武部喜充編 1990 『群馬県前橋市荒子小学校校庭Ⅱ・Ⅲ遺跡発掘調査報告書』山武考古学研究所
高島信之 1985 「19. 貴志地区内遺跡(第2次調査)」『兵庫県埋蔵文化財調査年報』昭和57年度 (財)兵庫県文化協会
高島信之 1986 「兵庫県三田市下所遺跡出土の印章について」『古代学研究』110号 古代学研究会
高島信之ほか 1988 『武庫川下土地改良区圃場整備事業に伴う埋蔵文化財調査の記録81~87』『三田市文化財調査報告』第5
冊 三田市教育委員会
高島英之 1994a 「大磯町馬場台遺跡出土の銅印についての覚書」『大磯町史研究』第3号 大磯町
高島英之 1994b 「文化財レポート-箕郷町下芝五反田I遺跡の発掘調査」『群馬文化』第240号 群馬県地域文化研究協議会
-

- 玉湯町教育委員会編 1984 『史跡出雲玉作跡-宮ノ上地区-第1次発掘調査概報-』玉湯町教育委員会
- 寺西貞弘 1987 「紀伊国造印をめぐる諸問題」『和歌山市立博物館研究紀要』2 和歌山市立博物館
- 田路正幸 1992 『大手前・御所内遺跡』『県宮かんがい排水事業関連遺跡発掘調査調査報告書』Ⅷ-3 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会
- 田路正幸 1993 「近江八幡市大手前・御所内遺跡出土の銅印をめぐる」『紀要』第6号 (財)滋賀県文化財保護協会
- 富永直樹編 1993 『日渡遺跡』『久留米市文化財調査報告書』第85集 久留米市教育委員会
- 中野雅美編 1993 「4. 菅生小学校裏山遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』81-山陽自動車道建設に伴う発掘調査5-岡山県教育委員会
- 中束耕志ほか 1994 「下芝五反田I遺跡」『(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団年報』13 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 仲山英樹 1995 「墨書土器と集落遺跡」『歴史評論』No.538 校倉書房
- 奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター編 1996 『古代地方官衙遺跡関係文献目録』『埋蔵文化財ニュース』81 奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター
- 錦織慶樹ほか 1988 『薦沢A遺跡・薦沢B遺跡・別所遺跡発掘調査報告書-本文編-』松江市教育委員会
- 西谷 正・平川 南 1996 「列島における文字社会の出現」『歴博』79 国立歴史民俗博物館
- 日光二荒山神社編 1963 『日光男体山山頂遺跡発掘調査報告書』角川書店
- 長谷川達・土橋 誠 1985 「長岡京左京第118次調査-長岡京跡左京一条二坊十町・十一町-」『京都府埋蔵文化財情報』第15号 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 樋口秀雄 1964 「日本古印研究史-日本古印の印譜をめぐる」木内武男編『日本の古印』二玄社
- 平川 南 1987 「附章・福島県岩瀬郡天栄村発見の銅印について」『志古山遺跡-試掘調査報告II-』天栄村教育委員会
- 平川 南 1991 「墨書土器とその字形-古代村落における文字の実相-」『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集 国立歴史民俗博物館
- 平塚市教育委員会・平塚市遺跡調査会編 1994 『構之内遺跡発掘調査出土の銅印について』平塚市教育委員会・平塚市遺跡調査会
- 平野吾郎 1986 「26 内荒遺跡」『日本考古学年報』37-1984年度版- 日本考古学協会
- 福島正樹 1995 「信濃国印の復原制作について」『長野県立歴史館研究紀要』第1号 長野県立歴史館
- 福田 敬編 1994 『大谷南遺跡発掘調査報告書-一般国道161号(西大津バイパス)建設に伴う-』『大津市埋蔵文化財調査報告書』(24) 大津市教育委員会
- 前川威洋・新原正典編 1976 「筑紫那太宰府町所在御笠川南条坊遺跡(2)-第4次調査」『福岡南バイパス関係埋蔵文化財調査報告』第3集 福岡県教育委員会
- 前沢和之 1985 「8 藪田遺跡出土の印章」『上越新幹線関係埋蔵文化財発掘調査報告』第4集-藪田遺跡- (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 前田清彦編 1990 『松任市北安田北遺跡』II 松任市教育委員会
- 松本市教育委員会編 1988 『三間沢川左岸遺跡(I)-平安時代集落址の緊急発掘調査概報』松本市教育委員会
- 真鍋昌宏 1987 「II 中村遺跡」『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査調査報告』第1冊 香川県教育委員会・日本道路公団
- 丸子 亘 1969 「新発見の『山邊郡印』をめぐる」『古代文化』第21巻第1号 (財)古代学協会
- 丸山竜平編 1980 『鴨遺跡』『高島町歴史民俗叢書』第2輯 高島町教育委員会・滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会
- 水野 恵 1990 「大和古印細見」『墨』第85号 芸術新聞社
- 三石宗一・肋川朋広 1990 「聖原遺跡I」『佐久埋蔵文化財センター年報』1 佐久埋蔵文化財センター
- 村尾政人 1992a 「下小名田遺跡(その2)」『都市計画道路北神中央線埋蔵文化財調査概要』II 淡神文化財協会
- 村尾政人 1992b 「神戸市下小名田遺跡出土の官衙の遺物」『のじく文化財だより』創刊号 (財)のじく文化財保護研究財団
- 村尾政人 1994 「兵庫県下の銅印について」『神戸史談』275号 神戸史談会
- 村田六郎太 1984 「第3章 特殊資料の集成と考察」『千葉市文化財報告書』第10集-谷津遺跡・本文編- 千葉市教育委員会
- 山県 元 1978 『中国縦貫自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』(1) 広島県教育委員会
- 山田成洋・小川隆司・安井敏博・平野吾郎 1986 『内荒遺跡(遺構編)-昭和60年度静岡バイパス(川合地区)埋蔵文化財発掘調査報告書』『静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告』第10集 (財)静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 吉岡伸夫ほか 1982 『昭和56年度一般国道1号袋井バイパス(袋井地区)埋蔵文化財発掘調査概報-坂尻遺跡第2次調査-』袋井市教育委員会
- 吉木文平 1971 『印章綜説』技報堂
- 渡辺 昇 1992a 「兵庫県の律令期祭祀遺跡について」『兵庫県の歴史』第28号 兵庫県
- 渡辺 昇 1992b 「282 砂入遺跡」『兵庫県史』考古資料編 兵庫県

(一宮町教育委員会, 国立歴史民俗博物館研究部プロジェクト研究調査員)

Bronze Seals of Old Times as Archaeological Materials

TōJI, Masayuki

The bronze seal of old times is one of the materials to study letters which are found many times in recent researches by excavation. Collection work and studies have been conducted so far on bronze seals from various viewpoints. However, we cannot necessarily say that the positioning of bronze seals as Archaeological materials was conducted in a sufficient manner. For this reason, based on samples found in excavating surveys, the author intends to explore a method to evaluate bronze seals of old times as Archaeological materials.

The bronze seals of old times means the bronze seals which were mainly created in the eras of *Nara* and *Heian*, but there are still many assignments unsolved with respect to their positioning in chronological sequence. A large percentage of excavated materials falls into the genre of private seals, but archaeological observations help point out some characteristics. The forms of bronze seals are roughly classified as “*ko-chū*” (弧鈕) and “*gan-chū*” (苔鈕), and a further minute classification is possible according to the presence of “*chū-kō*” (鈕孔) and the difference in decorations at the base of a seal. Essentially the family name or part of the personal name is considered to have been engraved in the seal surface. Concerning one-character seals, a plural number of materials bear the same letter. The ruins where such seals were excavated range from the districts of *Kantō* and *Chūbu*, covering almost all the areas of the national land. The kinds of the related ruins are the ruins of capital city, government offices, temples, communities, and sites for religious rites. Some bronze seals were found from pit dwellings, and in some cases, seals were intentionally buried. Excavation of materials which have casting marks on themselves and casting molds from some ruins has provided clues for determining technical processes for manufacture of bronze seals and casting ruins which were left unconfirmed previously.

Red pigment is deposited on some excavated seals, which permits an assumption that the seals actually used for seal marking really existed. In the future, it will be necessary to promote evaluations all through the development of the entire culture

of letters based on *Ritsuryō* (律令) system including other materials related to letters in other fields, with a perspective of the possibility that bronze seals existed in various forms including conceptual aspects.